

第 2 3 回

遺伝子実験施設連絡会議

議 事 録

日 時 平成 1 9 年 1 1 月 9 日 (金)

場 所 キャンパス・イノベーションセンター (東京)

当番校 富山大学生命科学先端研究センター

【出席者】

文部科学省 研究振興局 学術機関課 研究予算総括係長（併）研究支援係長		飯嶋 浩恭
文部科学省 研究振興局 学術機関課 研究支援係員		林 史晃
文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室		新潟 輝正
文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 行政調査員		山崎 宗郎
北海道大学 創成科学共同研究機構		
ゲノムダイナミクス研究部門 遺伝子実験施設	准教授	滝谷 重治
弘前大学 遺伝子実験施設	施設長	佐野 輝男
東北大学 加齢医学研究所	教授	山本 徳男
山形大学 遺伝子実験施設	准教授	中島 修
茨城大学 遺伝子実験施設	准教授	安西 弘行
筑波大学 遺伝子実験センター	センター長	鎌田 博
"	講師	菊池 彰
宇都宮大学 遺伝子実験施設	准教授	松田 勝
"	助教	西川 尚志
群馬大学 生体調節研究所附属		
生体情報ゲノムリソースセンター	センター長	和泉 孝志
"	准教授	畑田 出穂
埼玉大学 総合研究機構 科学分析支援センター	講師	畠山 晋
千葉大学 バイオメディカル研究センター	教授	幡野 雅彦
東京大学 遺伝子実験施設	施設長	黒田 真也
東京大学 医科学研究所	教授	斎藤 泉
東京医科歯科大学 疾患遺伝子実験センター	センター長	中村 正孝
東京農工大学 遺伝子実験施設	施設長	高橋 信弘
"	教授	丹生谷 博
東京工業大学 バイオ研究基盤支援総合センター	助教	板東 優篤
新潟大学 脳研究所附属生命科学リソース研究センター	准教授	桑野 良三
金沢大学 学際科学実験センター		
ゲノム機能解析分野（遺伝子研究施設）	准教授	西内 巧
信州大学 ヒト環境科学研究支援センター		
生命科学分野 遺伝子実験部門	准教授	林田 信明
岐阜大学 生命科学総合研究支援センター		
ゲノム研究分野	センター長	下澤 伸行
静岡大学 遺伝子実験施設	准教授	三田 悟
"	准教授	道羅 英夫

情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所

構造遺伝学研究センター	センター長	嶋本 伸雄
自然科学研究機構 基礎生物学研究所		
形質統御実験施設	教授	堀内 嵩
名古屋大学 遺伝子実験施設	教授	杉田 護
三重大学 生命科学研究支援センター 遺伝子実験施設	教授	小林 一成
京都大学 医学部附属病院探索医療センター		
探索医療開発部	教授	清水 章
大阪大学 微生物病研究所附属遺伝情報実験センター	教授	安永 照雄
神戸大学 遺伝子実験センター	センター長	深見 泰夫
〃	副センター長	南森 隆司
鳥取大学 生命機能研究支援センター 遺伝子探索分野	教授	難波 栄二
〃	技術補佐員	足立 香織
島根大学 総合科学研究支援センター 遺伝子機能解析分野	教授	中川 強
岡山大学 自然生命科学研究支援センター		
ゲノム・プロテオーム解析部門	准教授	大塚 正人
広島大学 自然科学研究支援開発センター 遺伝子実験部門	教授	田中 伸和
山口大学 総合科学実験センター 遺伝子実験施設	准教授	水上 洋一
徳島大学 ゲノム機能研究センター	教授	高濱 洋介
香川大学 総合生命科学研究センター	准教授	清末 知宏
愛媛大学 総合科学研究支援センター	准教授	森田 勇人
高知大学 総合研究センター 生命・機能物質部門		
遺伝子実験施設	講師	加藤 伸一郎
九州大学 生体防御医学研究所附属遺伝情報実験センター		
ゲノム機能学分野	センター長	服巻 保幸
佐賀大学 総合分析実験センター	センター長	渡邊 啓一
〃	准教授	永野 幸生
長崎大学 先導生命科学研究支援センター		
ゲノム機能解析分野 遺伝子実験施設	助教	近藤 新二
熊本大学 生命資源研究・支援センター バイオ情報分野		
遺伝子実験施設	助教	吉信 公美子
宮崎大学 フロンティア科学実験総合センター		
実験支援部門 遺伝資源分野	教授	明石 良

鹿児島大学 フロンティアサイエンス研究推進センター

遺伝子実験施設

センター長 中河 志朗

”

教授 田浦 悟

”

助教 河邊 弘太郎

”

技術専門職員 西谷 篤

鹿児島大学 研究国際部 研究協力課

課長 川西 正美

”

研究支援係長 瀬戸口 浩

琉球大学 遺伝子実験センター

センター長 屋 宏典

富山大学 生命科学先端研究センター

センター長 西条 寿夫

富山大学 生命科学先端研究センター

生体分子構造解析分野 遺伝子実験施設

施設長 田淵 圭章

”

助教 高崎 一郎

(連絡会議事務局)

富山大学 杉谷地区事務部

部長 南須原 正純

富山大学 杉谷地区事務部 研究協力課

課長 松永 良成

”

課長補佐 新出 信幸

”

研究連携係長 村崎 昌三

富山大学 生命科学先端研究センター

事務補佐員 関口 さおり

【会議次第】

1 . 開会の辞 富山大学杉谷地区事務部長 南須原 正純

2 . 当番大学挨拶 富山大学生命科学先端研究センター長 西条 寿夫

3 . 議 事

1) 文部科学省施策説明

平成20年度概算要求について

文部科学省 研究振興局 学術機関課 研究予算総括係長(併)研究支援係長

飯嶋 浩恭

文部科学省 研究振興局 学術機関課 研究支援係員

林 史晃

カルタヘナ法の運用について

文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 新岡 輝正

文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 行政調査員

山崎 宗郎

2) 委員会報告

組織検討委員会(筑波大学 鎌田 博)

遺伝子組換え生物等委員会(東京大学医科学研究所 齊藤 泉)

大型機器等整備検討委員会(東京医科歯科大学 中村 正孝)

IT環境整備委員会(東京農工大学 丹生谷 博)

3) 次回当番施設について

4) その他

4 . 閉会の辞

第23回遺伝実験施設連絡会議議事録

日 時：平成19年11月9日（金）

場 所：キャンパス・イノベーションセンター（東京）

1. 開 会

【司 会（南須原部長）】

本日は、大変ご多忙中のところ、多数の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。

私は、今回の当番校であります富山大学杉谷地区事務部長の南須原と申します。本会議の司会を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第23回遺伝子実験施設連絡会議を開催いたします。

2. 当番校挨拶

【司 会】

初めに、当番校であります富山大学生命科学先端研究センター長、西条からごあいさつを申し上げます。

【富山大学（西条）】

第23回遺伝子実験施設連絡会議を担当しております富山大学生命科学先端研究センターの西条でございます。今日は、この後の議事進行も務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、44施設、65名の参加者を得て、さらに文部科学省より学術機関課の飯嶋様と林様、それからライフサイエンス課の新岡様、山崎様は遅れてこられる予定でございます。

本日の議事につきましては、まず文部科学省より「平成20年度概算要求について」及び「カルタヘナ法の運用について」の施策説明がございます。また、続きまして昨年度に発足いたしました4つの委員会からの説明・報告等がございます。

本日は、実り多い会議になることを期待しておりますが、あいにく次の会議がこの部屋を5時半から使用する予定でございますので、何分時間が限られておりますので、進行にはご協力をいただき、不足分は懇親会でご討議なり親睦を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【司 会】

次に、本日の予定につきましてご説明をいたします。

会議は既に始まっておりますが、一応今お話のありましたとおり、16時50分までを予定いたしております。途中、会議の進行にもよりますが、15分程度休憩をとらせていただきたいと思っております。その際には、受付の方にコーヒーなども用意いたしておりますので、ご自由に飲んでいただきたいと思います。また、本日17時30分から5階のリエゾンコーナーにおきまして懇親会を予定いたしておりますので、ご都合のつく方はよろしくお願いいたしたいと思っております。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元の白い封筒に資料がございますが、資料の一覧ということで6点です。「第23回遺伝子実験施設連絡会議」の冊子、それから、「文部科学省施策説明資料」、学術機関課とライフサイエンス課の分が2点ついております。そのあとは「富山大学の概要」、「富山大学生命科学先端研究センター」のリーフレット、「富山大学生命科学先端研究センターの年報」、以上の6点が資料として封筒に入っております。ご確認いただきたいと思います。

なお、席上に配付いたしてある資料でございますが、ちょっと順番がばらばらかもしれませんが、最初に「組織検討委員会に関連する検討・討議事項」という二枚物の資料、それから11月9日付の「参加校メーリングリストの発展のためのご依頼」の依頼文書、もう1点は、「遺伝子実験施設・センター機器集計結果（中間集計）」ですが、大型機器等整備検討委員会関連の資料でございます。それから最後に、「鳥取大学生命機能研究支援センター教育講演会」関連のカラー刷りの資料を追加として配付させていただいております。

以上が配付資料でございます。

それでは、会議に入りたいと思っております。

西条先生、よろしくお願いいたします。

【富山大学（西条）】

富山大学生命科学先端研究センター長の西条でございます。

運営要綱により、私が議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新規加入施設の紹介でございますが、昨年度の連絡会議で承認していただきました埼玉大学総合研究機構科学分析支援センター様が本年度から出席していただく予定でございます。

埼玉大学様、簡単にごあいさつをお願いいたします。

【埼玉大学（畠山）】

埼玉大学科学分析支援センターの畠山です。よろしくお願います。今回からこの会議に入れていただくことになりました。

私の大学には、遺伝子実験施設というものはございません。ただ、生命系の科学者、教育者がおりますので、共同利用に供するようこれから拡充していきたいと思っております。

先月の話ですが、やっとMALDI-TOF-MSが導入されまして、これからこのような研究も活発化していくと思っています。この関連会議に参加することでいろいろ勉強させていただきまして、我々の施設も含めて全国的にも共同利用の考え方を浸透させていけたらいいと思っております。よろしく願いいたします。

3. 議 事

1) 文部科学省施策説明

【富山大学(西条)】

どうもありがとうございました。

では、まず最初の議事でございますが、本日はお忙しいところを文部科学省から4名ご出席していただいております。

それでは、ご紹介したいと思います。

まず、研究振興局学術機関課研究予算総括係長及び研究支援係長の飯嶋浩恭様でございます。

【飯嶋文部科学省研究振興局学術機関課研究予算総括係長(併)研究支援係長】

飯嶋でございます。よろしく願いいたします。

【富山大学(西条)】

続きまして、同学術機関課研究支援係員の林史晃様でございます。

【林文部科学省研究振興局学術機関課研究支援係員】

林でございます。よろしく願いいたします。

【富山大学(西条)】

ありがとうございました。

次に、同ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室の新岡輝正様でございます。

それから、同ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室行政調査員、山崎宗郎様でございます。

以上の4名の方々でございます。本日はよろしく願いいたします。

平成20年度概算要求について

【富山大学(西条)】

まず初めに、学術機関課の飯嶋係長様から、平成20年度概算要求につきまして施策説明をしていただきます。

それでは、飯嶋様、よろしく願いいたします。

【飯嶋文部科学省研究振興局学術機関課研究予算総括係長（併）研究支援係長】

それでは、配付しております学術機関関連の資料1、資料2、資料3、資料4につきましてご説明させていただきます。

文部科学省が財務省に概算要求いたしまして、9月、10月、2カ月ちょっとたっているところでございます。現在、先生方の大学の基盤経費であります運営交付金の概算要求につきましても考えているところございまして、財務省と、厳しい財政状況の折ではございますが、先生方の教育・研究を活性化するために頑張っているところでございます。その内容につきまして、大まかな説明になってしまうかと思っておりますけれども、お話をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。

「平成20年度概算要求基準のポイント」というものでございます。

例年7月、8月あたりに、国としてどういった概算要求をすべきか、というものを閣議了解されるものでございます。

国立大学法人の運営費交付金につきましては、ちょうどこの資料1の真ん中あたりに具体的な枠組み、その他の経費については、以下を除き、前年度予算額の3%減と。あと、その2つ下の国立大学法人運営費は国立大学法人運営費交付金のことでございまして、前年度予算額から1%減と。この数字が基本的には基準額概算要求をすべき基本的な金額となるものを表したものでございます。大体1兆2,000億円程度、19年度予算があるわけですが、それから1%減の120億円を引いた数字が基本的には平成20年度概算要求の基準額であるというふうに示されているものでございます。

資料1を2枚めくっていただきまして、「平成20年度一般歳出の概算要求基準の考え方」ですが、この上2枚の文字のペーパーを図に表したものでございます。

ちょうど真ん中辺に「国立大学・私学」というのがございまして、対前年度1%減が基本的な概算要求の考え方であると。これに対しまして要望額というものがございまして。政策的に必要なものと、あるいはその基礎額に約20%を上乗せして概算要求をしてもいいという話でございます。1兆2,000億円の20%といたしますと、2,400億円の増額となるわけでございますけれども、2,400億円の増額要求をしても、結果的には非常に少ない伸び率で終わってしまう可能性がありますので、文部科学省といたしましては、それなりに何とかなるであろうというような数字を概算要求しているところでございます。具体的な数字につきましては、また後ほどお話をさせていただきたいと思っております。

また、もう1枚おめくりいただけますでしょうか。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抜粋)」、ちょうど真ん中あたりが「経済財政改革の基本方針2007(抜粋)」でございます。

先ほどお話しいたしました概算要求基準でございますが、基本的には閣議決定されました2つ、2006と2007、いわゆる「骨太の方針」と言われているものでございますが、それを踏まえて策定されているものでございます。

国立大学法人につきましては、先ほど▲1%とお話をさせていただきましたが、この基本方針2006の一番下の「国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比1%を減額する」ということが言われておりまして、これは19年度概算要求からこのような形になっておるわけですが、平成20年度の概算要求につきましても、これと同様な考え方をしなさいということが、今年の6月19日に閣議決定されました「骨太の方針2007」で書かれているところでございます。

具体的には、このページの一番下、3章「21世紀型行財政システムの構築」とありまして、改革のポイントの2でございまして、最後のほうに、「引き続き『基本方針2006』に則り、最大限の削減を行う」とあります。2007では、特に運営費交付金▲1%ということとはうたわれてはおりませんが、この文章により、引き続き▲1%ということが表れているものでございます。

先ほども申し上げましたけれども、基本的にもう毎年毎年ただ単に予算が削られていくということでは、先生方の教育・研究というものが活性化しない、先生方のやる気が出ないという部分がございますので、政策的に伸ばせるところは伸ばす。ただし、必要ないところは削っていくという減り張りをつけながら概算要求をしているところでございます。

それでは、具体的な数字につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

資料2をご覧くださいませでしょうか。

収入・支出を棒グラフで表したものでございます。これは国立大学法人が大学共同利用機関を含めまして91法人あるわけですが、その全体の事業費の収支構造を表したものでございます。

それでは、まず右側のグラフ、支出の方からお話をさせていただきたいと思っております。

支出の一番上、教育研究経費等でございます。この数字につきましては、1兆3,254億円という数字が20年度では計上されております。基本的に効率化、算定ルールには効率化ルールを掲げておりますので、その算定ルールに基づきまして、効率化をした94億円という数字を引きながら、しかしながら先ほどもお話しいたしました政策的に伸ばさなければいけない部分は、この基盤的な部分にプラスオンして要求をしているところでございます。実質的には96億円の増という数字になっておるわけでございます。

具体的な増減の要素といたしましては、先ほどもお話ししました算定ルールに基づきました効率化減94億円、先生方が大学で住まわれている建物の教育研究施設の改修工事に伴う施設費用が▲6億円というような内訳になっているところでございます。

続きまして、退職手当の部分でございます。

退職手当につきましては、今後退官・退職をされる方が徐々に減ってくるということでございまして、19年度の予算額に比へまして▲215億円の減をしているところでございます。実際、この数字が妥当であるかということにつきまして、今財務省と折衝をしているところでございますが、こういった必要でない部分をきっちりと削減しつつ、また後ほ

どお話しいたします特別教育研究経費という運営費交付金の中でも伸ばせる枠組みもございますので、その中にプラスオンしていくというところでございます。

その特別教育研究経費でございますが、平成19年度845億円という数字が予算額として計上されているわけでございますが、平成20年度概算要求では1,263億円と約418億円の増をさせていただいております。特別教育研究経費は、特に先生方もご関心があるところでないかと思いますが、各国立大学等の特色を生かした教育研究の意欲的な取り組みを重点的に支援するものでございます。

また、平成20年度概算要求におきましては、研究支援施設、遺伝子実験施設、動物実験施設、分析センターなど大学における研究支援施設が集中している設備、基本的に教育研究の基盤に資するような設備というのがあるわけでございますが、そういったものを重点的に支援していこうということで、今回、そういう特別教育研究経費の中に基盤的設備等の整備という事項を設けさせていただいているところでございます。その数字につきましては、平成19年度予算で約50億円という数字があったわけでございますが、現在、概算要求といたしましては、大体250億円程度の概算要求をしているところでございます。

この設備につきましては、先ほどお話ししました研究支援的なセンターや、あとは学内の情報基盤を支えております学内LANの設備、あとは病院も結構大きな診療などにかかわらないような、病院として研究をしていくような設備が多数あるわけでございますが、そのようなものについても今回、概算要求をさせていただいているところでございます。実際、二百何十億円という数字を今お話をさせていただきましたが、その1つ上にございます215億円という退職手当のマイナスがあるわけでございます。そういったものを活用しながら概算要求をしているところでございます。

続きまして、特殊要因になるものです。左側の収入のグラフのほうに移りたいと思います。

授業料等、これには学生の授業料、あと入学検定料などの数字が入っているわけでございますが、対前年度約▲9億円の減という数字になっております。雑収入につきましては、財産処分等の増による対前年度17億円増の154億円、附属病院収入は算定ルールに基づきました経営改善策増額によります64億円増の約6,284億円という数字になっております。ここら辺の支出の数字を加味しながら、収入における運営費交付金の数字をはじき出しましたところ、約1兆2,313億円、対19年度予算に269億円の増という要求になっておるわけでございます。

続きまして、資料2の2枚目をご覧ください。今いろいろと細かい増減のお話をさせていただきましたけれども、その増減の中身がこの1枚のペーパーに盛り込まれておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

もう1枚おめくりいただきまして、先ほどお話しいたしました特別教育研究経費の概要でございます。教育改革、研究推進、拠点形成などがあるわけでございますが、平成20年度要求につきましては、このような事項を要求しているところでございます。その概要

の2枚目のちょうど真ん中辺でございます。基盤的設備等の整備ということで、86法人、約214件、設備を要求しているところでございます。

続きまして、今お話しいたしました設備の関連のお話でございます。

資料3をご覧ください。我々、大学の先生といろいろお話をしております、平成4、5、6、7年あたり、経済対策ということで相当な額の補正予算を各大学に設備として入れ込んでいるわけですが、そういったのが大体10年、11年、措置してから経過しております、大分老朽化・陳腐化をしていると。非常に財政状況の厳しい折ではございますが、設備の更新をお願いしたいというようなお話を我々聞くわけですので、ぜひとも国としてもそういった部分に対して全面的な支援を行っていきたいということで、いろんな部分において設備の重要性というものを挙げさせていただいているところでございます。

一番最初にお話をいたしました「骨太の方針2007」でございますけれども、この中にも基本的にはこの設備の重要性というものは書かれておるものであります。資料の3の1枚目に記述されておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

1枚おめくりいただけますでしょうか。「研究設備の整備について」という部分でございます。

続きまして、国の整備の方針に従いまして、学術機関課では何をしたのかというお話でございますが、設備というのは基本的に教育・研究、遺伝子教育について基盤的な設備から大型の設備、学内共同はもとより全国共同利用に供されるような設備があるようでございます。特に法人化移行という話はあるのかもしれませんが、本当に大型の設備というものはなかなか大学に措置されないと。

1つ例を挙げますと、すべての大学にあるわけではありませんけれども、超高圧電子顕微鏡とか、播磨にございますSpring-8、あとは筑波にございます高エネルギー機構など、放射光のビームラインを設置したいというような話がございまして、法人化以降、財政状況が厳しい中で、運営費交付金がまた減っていく中でなかなか措置ができていないということもございましたので、施設整備費補助金という枠組みの中で大型機械整備費という枠組みがございます。これは、先生方ご存じかどうかわかりませんが、筑波にございます高エネルギー研究機構や三鷹にございます自然科学研究機構、国立天文台が今一生懸命つくっております大型の放射光施設でありますとか、電波望遠鏡の設備があるわけですが、そういったものにこの枠組みが使われていたわけでございます。

しかしながら、そういったものだけではなく、やはり大学の研究者の基盤を支えるような、それを全国共同利用に供していけるような設備というものもこの枠組みの中でしっかりとやっていく必要があるんじゃないか。これはある意味、非常に多額なもの、10億、20億、30億と技術者の整備がかかるわけでございますので、そういったものは既存の上に交付金の設備という意味ではなかなか厳しいだろうということもございましたので、この大型設備の枠を使って、平成20年度概算要求をしているところでございます。

本日、出席されている先生方の中にも、そういう意味では今回要求をさせていただいている設備もたくさんあるわけですが、関連している先生もいらっしゃるのではないかと思いますので、ぜひともその設備が設置されたときには、積極的な利用をお願いしたいと思います。

続きまして、科学研究費補助金の話でございます。資料4をご覧ください。

科学研究費補助金につきましては、平成18年の3月、昨年3月でございますが、閣議決定されました第 期科学技術基本計画において、研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金などの競争的資金は引き続き拡充を目指すと言われております。特に科学研究費補助金の間接経費というものは重要視されておりまして、すべての種目に対して30%の措置をできるだけ早急に実現するというとも言われているのでございます。

平成20年度の概算要求につきましては、この資料4の1枚目、一番上でございますが、新学術研究領域の新設22億円と、(2)といたしまして若手研究者支援の充実47億円、基盤研究の充実といたしまして26億円と、間接経費の拡充と若手研究(B)と若手研究のスタートアップ、これは新規でございますけれども、そういった部分に対して間接経費をきっちり措置していくということで、196億円の増をみているところでございます。

特にこの間接経費につきましては、平成19年度相当の伸びを示しておりまして、基盤研究(B)、基盤研究(C)に約162億円の増というものがなされておりまして、この多くが国立大学に流れているわけでございます。この間接経費というのは、大学によって使い方はまちまちなのかもしれませんけれども、私個人的に思うところは、なかなか競争的資金など取れないところ、取っていらっしゃる方もいらっしゃるのかもしれませんけれども、やはり大学における教育・研究をきっちりと支えているような研究支援センターとか、そういったところに活用していく必要があるんじゃないかと思っております。

昨年度、研究振興局研究助成課の方からも、その間接経費の使い方というものが各大学にまかれておりまして、そういった中でも、研究支援センターの基盤設備などをきっちりと間接経費で措置していく必要があるんじゃないのかということも言われておりますので、積極的な活用をお願いしたいと思います。

しかしながら、黙っていても、そういった間接経費というものは落ちてこないわけでございますので、各大学において、先生方がその研究支援施設の必要性というものを、これはもう昨年も一昨年もその前の年も私言わせていただいたような気がしておりますが、まずこの研究支援施設の重要性というものを大学の中できっちりと皆さんがアピールをしていくと、そのアピールしたことが理解されて、それに伴ってお金や予算が学内で発掘されるということが多々ありますので、そのように頑張っていただければと思います。

最後になりますけれども、現在、財務省に対して予算の折衝中でございます。非常に厳しい折でございますのでご苦労でございますが、何とか先生方の教育・研究の活性化のために我々頑張っていきたいと思っております。それ以上に、まずは先ほど申しましたよう

に、学内で先生方の立場、位置付けの向上というものを図っていかねばと思っております。

資料に基づきました説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

【富山大学（西条）】

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ご質問のある方は手を挙げていただければ、マイクをお持ちします。また、発言の際には、大学名をお願いいたします。

それでは、ご質問をお願いいたします。

ございませんでしょうか。

【鳥取大学（難波）】

鳥取大学の難波と申します。

科研費の間接経費のご説明が今あったんですが、支援センター等に設備等の充実をという話なんですけど、先日、事務方とお話をしますと、間接経費で購入すると、あと財務上の問題、会計システムの問題かもしれませんが、大学に負担がかかると。運営費交付金等でやれば楽なんだけどということで、ある程度この間接経費を使うときに、設備等に回した場合になかなかやりにくいという話を事務方がされているんですが、そのあたりは文科省の方としましてはどうなのでしょう。とりあえず運営費交付金等のほうが非常にやりやすいと。間接経費はかなり下がるという話をちょっと聞いたものですから、ちょっと確認したかったです。

【飯嶋文部科学省研究振興局学術機関課研究予算総括係長（併）研究支援係長】

私、それについて間接経費や競争的資金を担当しているのではございませんので、よくわかりませんが、そういう話は今初めて聞きました。どういった部分に対して問題があるか、全く理解できないです。

【鳥取大学（難波）】

ですから、先日、間接経費を新規の施設に回してほしいという話を我々も当然しているんですが、そのときに研究・国際協力部の課長あたりから、僕はちょっと詳しいことはよく分からなかったんですけど、結局、資産の扱いが違うという話なんですよ。

【飯嶋文部科学省研究振興局学術機関課研究予算総括係長（併）研究支援係長】

その資産の扱いが違うと、要するに、運営費交付金で買った設備と間接経費で購入した設備、その資産の取り扱い方が違うという話ですか。

【鳥取大学（難波）】

というふうに僕は伺ったんですが、ちょっとよく理解できないんですけど。

【飯嶋文部科学省研究振興局学術機関課研究予算総括係長（併）研究支援係長】

僕は、その財務会計を直接タッチしているわけではありませんけれども、例えば委任経理金間接経費とか科研費の間接経費、いろいろあるわけですが、大学にとっては一つの資産になるわけですから、全く問題はないような気がするんですが。

【鳥取大学（難波）】

そうですね。じゃ、その意見をちょっとまた持ち帰って。

【飯嶋文部科学省研究振興局学術機関課研究予算総括係長（併）研究支援係長】

そうですね。どういったところに問題があるのかというのを、まずクリアにさせていただいたほうが議論しやすいのかなと思います。

【鳥取大学（難波）】

どうもありがとうございました。事務方にもう一回聞いてきます。

【富山大学（西条）】

ありがとうございました。

時間がおしておりますので、次に行きたいと思います。

飯嶋様、どうもありがとうございました。

カルタヘナ法の運用について

【富山大学（西条）】

続きまして、ライフサイエンス課の新岡様から「カルタヘナ法の運用について」説明させていただきます。

それでは、新岡様、よろしくお願ひします。

【新潟文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室総括係】

本日は、体調不良の西田補佐に代わりまして、代わりに新岡が説明させていただきます。よろしくお願ひします。

遺伝子実験施設を持っておられる大学、研究所からお集まりいただいている中で、このような機会を設けていただいておりますので、いま一度法令遵守のために法令等の再確認をしていただくとともに、最近起こった法律の法令違反についてご紹介することで、一層の安全対策に努めていただくことを目的としてご説明させていただきます。

画面の方とお配りしているパワーポイントに大分違う点があるのでございますが、その点に関してはご了承ください。

本日の説明の構成です。

まず初めに、「制度の概要」について簡単に説明させていただきます。次に、「拡散防止措置の決め方」についてご説明させていただきます。そして最後に、「失敗に学ぶ」としまして、これまでに法令に違反した事例などをご紹介させていただきます。

まず、制度の概要ですが、遺伝子組換え生物等規制法は、2003年に発効された生物多様性条約カルタヘナ議定書の国内法として制定されました。

目的は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るための生物の多様性に関する条約カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を図ることにあります。それまでは、組換えDN

A技術を利用目的で使用仕分けした組換えDNA実験指針や組換えDNA工業化指針などで各省庁ごとの規制を行ってまいりました。

このカルタヘナ法には、遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置として2つのセオリーが決められております。

1つは、遺伝子組換え生物の環境中への拡散を防止しないで使用する「第一種使用等」と、もう1つが環境中への拡散を防止しつつ行う使用等である「第二種使用等」でございます。第一種使用等の方は、新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者(開発者、輸入者等)等は事前に使用規定を定め、生物多様性影響評価書を添付し、主務大臣の承認を受ける義務があります。文部科学省が所管しております研究開発段階における第一種使用では、平成17年に筑波大学より、3件のユーカーリを使った実験のみが申請され、ただいま承認されております。今年の7月に同じ筑波大学より、種の違うユーカーリの実験が3件申請されております。

第一種使用等に関しましては、プロダクトベースで審査されますので、例えば同じ供与核酸を入れたり、同じ宿主、同じ方法で作成したものであっても、新しく得られた組換え体を外部環境中で使用する場合には、新たに申請が必要となります。また、審査はすべて公開で行われること、パブリックコメント等を行うことで、実験室での使用とはかなり異なることがあります。今回は第一種使用に関しては割愛させていただきます。

一方、第二種使用の方は後ほど詳しくご説明いたしますが、ほとんどが機関内の承認でできる実験であり、一部が主務大臣の確認が必要となります。その他に、こちらの法律では、未承認の遺伝子組換え生物の輸入の有無を検査する仕組みですとか、輸出の際の相手国への情報の提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定が整備されております。要は、他の生物の遺伝子を持った生物を絶対に自然界には出さないようにしようというのがこの法律の目的であります。

続きまして、法律・政省令・告示の全体像についてご説明いたします。

まず、法律があり、そのもとに施行規則、こちらでは法律で定めた事柄の定義や具体的な方法について示したものです。そして、に当たります研究開発等に係る第二種使用等に当たってとるべき拡散防止措置等を定める省令として、通称「二種省令」が定められております。そして、告示ではそれに基づく二種告示、主に黄色い部分が関係してくる部分だと思えます。そして、二種使用等関係者の違反部分が主に関係します。あと他にも産業開発の場合は、産業利用等に係る第二種使用等に当たってとるべき拡散防止措置等を定める省令ですとか、それに基づく告示が規定されております。

第二種使用等における使用等の区分ですが、大きく分けて3つに分けることができます。1つが実験、1つが保管、1つが運搬です。保管と運搬に関しましては、大臣確認が不要なものです。

実験につきましては、大きく2つに分けることができますが、遺伝子組換え実験と細胞融合実験に分けることができます。この細胞融合実験の方はすべて大臣確認が必要になり

ます。一方、遺伝子組換え実験の方では、大臣確認が必要な実験と機関内でやっていただけの実験等があります。

具体的な拡散防止措置の決め方ですが、まず機関内のできる実験についてご説明をさせていただきます。

まず、省令の第4条に規定されている実験かどうかを、行おうとしている実験が該当するかどうかを調べていただき、省令第4条に規定されている場合は、機関内のできる実験です。

続きまして、省令第3条では、哺乳類、哺乳動物等に対する病原性、伝達性などから、クラス1からクラス4まで分類されており、さらに文部科学大臣の定めるものとして、二種告示の別表第2により定められています。

そして最後に、省令第5条によって、これらで調べた実験区分と宿主と核酸供与体の実験分類によって拡散防止措置が決められます。

具体的に簡単に説明しますと、特定認定宿主ベクター系を用いる実験の場合は、核酸供与体の1つ下のクラスの拡散防止措置をとることになります。そして、認定宿主ベクター系を用いていない場合で、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性または伝達性に関係し、かつ宿主の病原性を著しく高める場合は、宿主または核酸供与の実験分類のうち、小さくない方及び小さくない方から1つ上の拡散防止措置で実験を行うことになります。その他の場合は、核酸供与体と宿主の実験分類のうちで、いずれか小さくない方の実験分類と同じ拡散防止措置をとることになります。

こちらの省令で定められていない場合が大臣確認が必要となります。具体的には、二種省令の別表第1の第1号から第4号に定められているものが、大臣確認が必要となります。この大臣確認実験とは、とるべき拡散防止措置を決める根拠となる科学的知見及び使用等の実績が不十分な実験あるいは不確実性の高い実験で、国が責任を持って確認を行うために、このような制度にしているものです。

具体的に、大臣確認実験がどのようなものか説明しますと、二種省令別表第1第1号の第1項と第3項を抜粋したのですが、主に申請に上がってくるものは、別表第1第1号イ、ロ、ハ、ヘ、ト、第3号のイ、ロに当たりますが、その冠詞だけちょっと説明させていただきます。

まず、1番目のイですが、宿主または核酸供与体が二種告示の実験分類のリストにないもの。例えばネズミマラリアがそうですが、こういったものに関しては大臣確認が必要となります。次に、2番目のロですが、宿主または核酸供与体の実験分類がクラス4であるもの。例えばニパウイルスですとか、エボラウイルスがそれに該当します。続いてハ、宿主の実験分類がクラス3であるものですが、HIV-1などがこれに該当します。あと、一番多いものがヘに当たります、自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルスまたはウィロイドであるものです。これは組織特異的な増殖力欠損型ウイルス等も含ましますので、ご注意くださいと思います。

その他、動物使用実験に関しては、イ、微生物使用実験の大臣確認実験の要件に該当する遺伝子組換え生物等に係る動物使用実験などがそれに該当するかと思います。あと口の供与核酸が病原微生物の感染受容体を宿主に対し付与する遺伝子を含む組換え動物の使用等、ポリオウイルスレセプターマウスなどがそれに該当します。

具体的な手続ですが、使用等の前に事前に大臣の確認を受けることが必要です。

最近、よく変更の申請が出てくるんですが、その手続について説明したいと思います。

注意いただきたい点は3点ございまして、当初提出された申請書をもとにどこの部分が変更されたのかを分かりやすく示していただくこと。例えば削除箇所を二重線、追加箇所を下線部を引くか、あるいは変更箇所の色を変えるなど、変更前後を分かりやすく示していただくことを一つやっていたいただきたいと思います。

あと、別紙も含めて一式すべて提出すること。その他の欄に過去に大臣確認申請を受けた申請書の文書番号と決裁日を記入し、当初提出された申請者からの変更箇所の概要を記載していただくことをお願いしております。

こちらが拡散防止措置の決定プロセスをまとめたものですが、まず別表第1に規定する遺伝子組換え生物等を用いた実験を実施しているかどうかを判断していただき、それに該当しない場合が、省令に基づく拡散防止措置をとる必要があります。宿主または核酸供与体の性質に応じてクラス分けを第3条に基づきしていただき、そして第4条に基づく区分を決めていただき、第5条に基づいて拡散防止措置をマッチングしていただきます。そして、別表第1に該当する場合が、大臣確認を受けた拡散防止措置をとる必要があります。

続いて、「失敗に学ぶ」ですが、まずケース1としまして、大臣確認申請を怠った例。つまり、あらかじめ法令第13条に基づく大臣確認が必要な実験であるにもかかわらず、大臣確認を怠っていたケースです。こちらは今年になってからも数件起きており、嚴重注意を行っております。

ケース2、拡散防止措置が不適切な例。こちらは法令第12条に基づく拡散防止措置が不適切であったケースです。こちら今年も起きておりまして、嚴重注意を行いました。そして、ケース3ですが、情報提供を怠った例です。こちらは、今年は起きておりませんが、注意喚起のためにお話をさせていただきます。

まず最初に、大臣確認申請を怠った例ですが、これは遺伝子組換えマウスの使用について当省に問い合わせがあり、詳しく聞いてみますと、ポリオウイルスレセプターマウスを用いた実験を行ってございました。この実験は、二種省令別表第1第3号口の供与核酸が病原微生物の感染受容体を宿主に対し付与する遺伝子を含む組換え動物の使用等に該当します。つまり、遺伝子組換えマウスを法令に基づく確認を受けずに使用していたことが明らかになりました。

次に、これは今年起きた事例ですけれども、増殖力欠損型ウイルスを材料として、制限増殖型ウイルスを作成し実験に用いていた例です。この増殖力欠損型ウイルスの方は、この実験においては大臣確認が不要なものでしたが、制限増殖型ウイルスを作成することで、

二種省令別表第1第1号への自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス及びウイロイドである遺伝子組換え生物等であって、その使用等を通じて増殖するものに該当することになり、結果的には法令に基づく確認を受けずに使用していることが明らかになりました。

こちらがその法律ですが、法令の第13条第1項には、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、前条の主務省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならない」と規定されております。

その他の13条違反の例ですが、二種省令の別表第1第1号イに該当するネズミマラリアマウスを大臣確認申請を受けずに使用していた事例もございました。また、HIV-1の使用を、こちらは二種省令の別表第1第1号八に該当しますが、これも大臣確認を受けずに行っていたケースでございます。

いずれも、法令を十分に理解していなかったことが一番の原因として挙げられます。こちらのケース1から学ぶ教訓ですが、遺伝子組換えマウス、遺伝子組換えウイルスに対しては、適切な拡散防止措置は執られていたんですけども、大臣確認をするという認識がなかったために怠ってしまい、結果的に法令違反となってしまいました。こちらから得られる教訓は、必ず大臣確認が必要な遺伝子実験ではないかと疑うことが重要なことではないかと思えます。

続きまして、ケース2ですが、拡散防止措置が不適切な例です。

最近あった例ですけれども、遺伝子組換えマウスが成田空港で一時的に逃亡する事例が起きました。そのときの写真ですが、この穴のあいたものはそのときに実際に使用されていた輸送箱です。本来はその右側の写真のように、上蓋、内側の蓋をつける必要があったんですが、これを人為的なミスでつけ忘れていたために、十分な拡散防止措置がとられなかったという例です。そのため、法令に基づく適切な拡散防止措置を執らずに遺伝子組換えマウスの運搬を行っていたことになり、法令違反になっております。

法令の第12条ですが、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められている場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない」。その主務省令の第7条に運搬の規定がありますが、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち、運搬に当たって執るべき拡散防止措置は次に定めるとおりとする」ということで、第1項に「遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡、その他拡散しない構造の容器に入れること」。これが守られなかったために起きてしまった事件です。

その他の法令第12条の違反の例ですが、遺伝子組換え動物飼育室に遺伝子組換えマウス飼育中にかかわらず、ネズミ返しを設置されていなかった例や、遺伝子組換え動物実験室の入り口に適切な表示がされていなかった例、あるいは遺伝子組換えウイルスと知らずに流しから廃棄してしまった事例がございました。

ケース2から学ぶ教訓ですが、成田空港の事例の原因として挙げられるのは、作業マニ

ユアルの形骸化、不備、輸送箱の形状の不備、教育の不徹底が考えられます。あと、その他の事例で主な原因となりますのは、不十分な法令の理解や教育の不徹底が挙げられます。こちらが法令違反につながりますので、教訓として学ぶべきことは、現在の拡散防止措置で十分だと安心せずに、十分な管理体制であるか、省令が求める措置に合致しているかを十分に確認いただくことが重要だと思います。

ケース3、情報提供を怠った例ですが、これは随分前に起きたことですが、遺伝子組換えマウスの使用等について現地調査中、適切に情報提供を行っていない機関がある可能性を発見し、その件に関してよくよく調べてみますと、法に基づく遺伝子組換え生物等に関する適切な情報提供を行っていないことが確認されました。

法の第26条には、「遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、主務省令に定めるところにより、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けてその使用等をする者に対し、適正使用情報その他の主務省令で定める事項に関する情報を文書の交付その他の主務省令で定める方法により提供しなければならない」ことが定められています。

ケース3から学ぶ教訓ですが、法令上必要な拡散防止措置をとっている遺伝子組換えマウスを他機関へ譲渡する際には、法令に基づく情報提供をする必要があります。その情報の内容は、法施行規則の第33条第1項第2号に定められておりますが、第二種使用等をしている旨、宿主または生物の名称及び遺伝子組換え技術によって得られた核酸またはその複製物の名称、譲渡者等の氏名及び住所が必要になります。こちらのケースでも、逃亡の防止措置を図っているからと安心するのではなくて、譲渡の際にもルールがあることにご注意ください。

最後ですが、法律の施行から3年半がたちました。こちらの下画面に出ていますのが文部科学省のシンボルマークですが、外側の青い円と内側の白い円がありますが、これは大きさを比較した際には、青い円のほうが大きく見えます。しかし、白い円の大きさと外側の青い円の大きさは全く同じ大きさです。このように、一見当然と自分では思えることや、あるいは判断したことが誤っている場合もございます。この遺伝子組換え実験は、大臣確認は不要であるとか、あるいはこのマニュアルがあれば十分拡散防止措置は大丈夫だと思えることであっても、疑って再確認をすることが安全確保や法令の遵守につながると自分は考えております。そして法令の内容を正しく理解し、法律に違反しないように実験を行ってください。

以上ですが、どうもご清聴いただき、ありがとうございました。

【富山大学(西条)】

ありがとうございました。

質疑に入りたいと思いますが、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

どうぞ。

【群馬大学（畑田）】

群馬大学の畑田です。わかりやすいご説明ありがとうございました。

文科省のホームページに大変わかりやすい明快な資料があって、いつも講習会などで使わせていただいているんですけども、実は結構学生さんの中には留学生の方たちも多くて、もし英語のもので何か簡単な資料みたいなものがあれば。

【山崎文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室行政調査員】

英語のものですか。

【群馬大学（畑田）】

そういうものはございますでしょうか。

【山崎文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室行政調査員】

簡単にしたものは、英語はないんですよ。

【群馬大学（畑田）】

長いのはあるんですか。

【山崎文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室行政調査員】

そのコーナーは、環境省が割にあるんですね。1H-Dと呼ばれるものをつくりまして、その中に一番最初入りますと随分違いますが、そこを見ていただくと、省令・告示等の英訳がついています。

【群馬大学（畑田）】

それは環境省の方の。

【山崎文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室行政調査員】

はい、あります。環境省がつくっている英訳です。

【富山大学（西条）】

ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

もう一方どうぞ。

【広島大学（田中）】

広島大学の田中です。

ちょっと確認と質問をさせていただきたいんですけども、今回「失敗に学ぶ」ということで事例が出ていましたけれども、1つは、大臣確認ではないんだけれども、本来P2やP3で行われるべき実験がP1レベルの実験室で機関の承認を得ないで行われてしまった場合、この場合は違反あるいは事故というふうにみなされるのかどうかということなんですけど。

【新潟文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室総括係】

それは違反です。

【広島大学（田中）】

これは違反ですね、はい。

それで、2点目ですけれども、大臣確認じゃないが、機関の承認なしで適切な拡散防止措置をとられた状況で遺伝子組換え生物を使用した場合、この場合はどういうふうな法的な解釈なんでしょうか。

【山崎文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室行政調査員】

「適切な」と言われているのは、恐らく大臣確認をすれば、当該拡散防止措置をとりつつ使用しなさいということになったであろう拡散防止レベルP2であるから、そういうレベルで実験を行ったということになるので、生物多様性への影響はないというふうに、いつも締めはそれなんですけれども、それはやはり法令違反ということになります。

【広島大学(田中)】

ああ、そうですか。じゃ、その場合は報告をきちんとしないといけないということですね。

【新潟文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室総括係】

そうです、はい。

【富山大学(西条)】

どうもありがとうございました。

じゃ、時間がおしていますので、簡単にお願いいたします。どうぞ。

【神戸大学(南森)】

神戸大学の南森と申します。

承認ワクチンを使った場合、それはただ承認ワクチンをそのまま改変しないで使うということが大臣承認ではなくなるという、「広く」というふうに解釈すべきでよろしいですね。それと、それをさらに弱毒化するような変異を入れた遺伝子を入れたものを使用するような場合は、やはりこれは大臣確認ということによろしいんですか。

【山崎文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室行政調査員】

大臣確認ということになります。お話しされている省令別表第3というのは、本来は自立増殖力のある組換えウイルスというのはすべて大臣確認が必要なんですけれども、そこも除外規定がございまして、承認生ワクチンが改変をせずに使う場合は必要ないということになっております。これは、遺伝子組換えウイルスである承認ワクチンをそのまま使う場合には、大臣確認をする必要はない。省令の定める拡散防止措置をとりつつ使用する場合には、大臣確認を受ける必要はないということございまして、規定されているものですけれども、実はそのような遺伝子組換えウイルスで、日本の薬事法で承認されているウイルスはまだございません。空の規定でございます。

【富山大学(西条)】

ありがとうございました。

時間がおしておりますので、次に進みたいと思います。

山崎様、新潟様、どうもありがとうございました。

2) 委員会報告

組織検討委員会

【富山大学（西条）】

続きまして、委員会の報告に入らせていただきます。

まず初めは、組織検討委員会でございます。

幹事校の筑波大学の鎌田先生、よろしくお願ひいたします。

【筑波大学（鎌田）】

昨年この大会で組織検討委員会を引き受けることになりました鎌田でございます。

組織検討委員会ですけれども、詳しいことは今これからやっていく皆さんのところにあるこの小冊子の中にこの委員会のメンバーが全部書かれておりますので、そういうメンバーでいろいろ議論して決めてきたんだということを最初にお断りしておきます。

実は、この組織検討委員会は検討していく議題が多くて、皆さんのところへ別の用紙の二枚紙で綴じたものがあると思うんですが、これをご覧になりながら、いろんなご意見をいただければと思います。

まず最初、この会議そのものの名称とか、どういう参画メンバーで運営できるのかという、そこら辺全体を決めていかないと、実はこの連絡会議といっているものの規約の改定をしなければいけないんですが、中身が決まらなると規約の改定ができないということでございまして、今からそれを皆様にご意見をお聞きして、できたら一応今日決着をつけさせていただきますと思っています。

では、まず第1でございます。

まず、そもそもの目的と参集範囲というのをどうするのかということでございます。幾つか議論すべきことがあるんですが、これは全体がかかっていますので、できたら一個一個片づきたいんですが、場合によっては、最後まで行かないと結論が出ないということがあるかもしれません。

まず最初に、目的ですけれども、今までの連絡会議、皆さんよくご存じのように、旧国立大のときのいわゆる遺伝子実験施設というものの集合体としてあるわけです。

この会議、きょう文部科学省の方もいらっしゃっておりますけれども、今まではある意味、文部科学省への圧力団体というようなニュアンスを持ちつつ、施設の立ち上がりの実情から遺伝子組換え実験施設という役割を持っている施設が集まって、その施設を何とか発展させていきたいということを願いつつ、文部科学省への圧力団体として機能をしてきたということですので、そのところはやっぱり崩せないのではないかとということです。この言葉は最終的にはまた直していくと思いますが、ちょっと読ませていただきますと、我が国の大学等における遺伝子組換え研究、ただしここでは遺伝子操作技術を含むということですが、この推進の中には人材育成も含んでいます。それから、関連する教育の充実

や安全性の確保等を図ることを目的とする。これがこの連絡会議というものの広い意味での設置目的として定めたいということです。

ただ、これは非常に曖昧なところも多くて、なかなか定義しにくいんですが、その下に一応具体的にはということで、ちょっとイメージしていることを言いますと、遺伝子組換え研究、広い意味では遺伝子研究や宿主・核酸供与体としての病原微生物の取り扱い等を含む。これはご存じのとおり、最近では感染症予防法の改定で、取り扱うべき病原微生物がかなりまたクラス分けがいろいろ変わったり、そちらの方で変わったものを扱うがために、組換え実験の方にも影響があるという、そういうことも含まれるという意味で、病原微生物等のこともちょっとある程度意識しながらやってはいかがということ。その推進。それから、関連する教育の充実、安全性の確保、それに関連する情報収集・公開・意見交換、それから施設の管理・維持・発展や施設間の共同・連携利用や共同・連携研究等の推進方策の検討、それから関連研究の推進に必要な機器の共同・連携設置や共同・連携利用等を円滑に進めるための方策の検討、それから関係組織との連絡・協議というのは、今日来られたみたいな文部科学省の担当部局ということも含めてです。その他連絡会議の目的を達成するために、必要な活動を行うという意味で、今までの施設連絡会議が担っていた役割を原則踏襲すると。ただ、若干今のような病原微生物等の法律の情報も、皆さんに流した方がいいかなということもありまして、若干広めの目的が掲げられている。

それから、昨年までの本来のもともとの規約になかったことは、「共同・連携利用」とか「共同・連携研究」という部分がございますけれども、これはこの組織検討委員会の後で出てくる大型機器を共同で何とか利用して効率的に使っていきたいと。そういう中で、新しい機器を設置するという意味では、こういう部分がないとできないということで、それをうたわせていただいているということでございます。

この大きな1)について、皆さんの方から何かご意見ございますでしょうか。もっとこれは加えた方がいいとか、いやここは削った方がいい。どうしてもやっぱり目的に合わないんじゃないかということがあれば、今おっしゃっていただければと思います。

いかがでしょうか。

【徳島大学(高濱)】

徳島大学の高濱と申します。

後をちゃんと読めば出てくるのかもしれないんですけども、「我が国の大学等における」という冒頭は、これは私立大学も含むということになるということですか。

【筑波大学(鎌田)】

はい。それは2)のところ、それを参集範囲のところ議論していただくと思っています。

【徳島大学(高濱)】

はい、わかりました。

【筑波大学（鎌田）】

他はよろしいでしょうか。また、後で必要だったら戻っていただければと思いますので。

次は2)でございます。今度は、参集範囲、どこまでをメンバーとするかということですが、一応今まで議論してきた案としては、参集範囲は「当面」と書いてあるんですが、遺伝子組換え研究の推進、関連する教育や安全性の確保等を目的として国公立大学等、この「等」の中には遺伝研とか基生研という現実に既に入っているところもあるということでございますので、「含む」に設置された施設、ただし基本的には研究支援を目的とする施設。名称はセンターだったり、研究所だったりする場合もあるかもしれませんが、「等」で、連絡会議に参加を表明して会費を支払った組織とするというのが大前提でございます。新たに会員として参加することの有無は連絡会議、この会議の議を経て決定をしていこうと。勝手にお金を払ったからいいのでなくて、一応ここで承認を得てメンバーになるという形をとらせていただきたいと。今回に関しては、これはまさに移行期ですので、多分、今回参加されている皆さんは基本的にメンバーになるということ、まず前提としてやっていくということでございます。

それから、最後のところに書いたんですが、要するに今の組織対応としてもタイアップしていただくんですが、なお、今後は必要に応じ、当該目的を達成するために活動している研究者個人や個別研究室等もオブザーバーというちょっと特殊な、正規の会員ではないんですが、オブザーバーとして参加できるものとし、その参加の有無は連絡会議の議を経て決定するものとするということです。

後でこれも斎藤先生のほうから組換え実験の安全性の方の委員会の案が出てくると思いますが、やっぱり遺伝子組換え実験で法令違反だとか解釈がいろいろあって、そういうことについて、この会議が一番多分情報を持っているんな発信ができるので、そういう情報をぜひ知りたいとか相談したいとかという方が結構いるようなので、そういう場合に、個人の場合、正規の会員というのはなかなか言いにくいので、オブザーバーとしてこの会議に登録しておいていただければという意味を込めて、だから会費は徴収しないという形で、オブザーバーとしてこの会に入っていただけではないかということでございます。

これが現在計画しているものの参集範囲、先ほどの徳島大学からの質問で、まず私立が入るかという、これは文部科学省と今後予算のいろんな措置、設備費等を手に入れているんなことをやる時に、国立大、公立大学、私立大学が予算的に区別されるのかということ、いろいろお聞きしましたけれども、基本的には全く区別はしておりませんという大原則がありますということから来ていて、それならば、これから共通の大型機器を購入して使用しようというようなこと考えますと、ここをあまり区別してしまうと困るかなということで、国公立というように入っております。

いかかでしょうか。大きな点が3つぐらいこの中に入っていますけれども、どれかについて何かご意見があればいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

そうすると、もしこれをお認めいただけるとすると、希望される方がいるかどうかは別

として、今まで国立大学という形で動いてきましたけれども、場合によっては、公立大学、私立大学の似たような組織があって、入りたければこの議を経て入っていただくという形をとらせていただきたいと思います。

それから、昨年お認めいただきましたように、基本的には会費を取ることです。ですので、会費を払っていただいてこのメンバーになるということですので。

それから最後の話で、オブザーバーというの、必要に応じてこの議を経て決めますけれども、オブザーバーというの基本的にはあり得るということをお認めいただいたという形で、次の3)に移りたいと思います。

今度は、名称ですが、組織全体の名称と、この一年に一回集まるこの会議の名称が、全く同じ名称を使っている非常にわかりにくかったので、この組織全体のことを何ということかということと、それからこの会議なんです、これを名称を決めた上で、この連絡会議というのではなくて、この一年に一回あるものについてどうするのかということですが、一年に一回あるこの連絡会議は、1年に一度、各年度の当番施設が主催して開催する。これは今までと全く同じです。名称をはっきりした上で、一年に一回当番施設を決めて実施するというにさせていただきます。

ただ、今回の開催でもそうなんです、この連絡会議開催に当たっては結構、会場費とかいろいろなものが必要になるので、皆さんからお集めた会費の一部をここで会場費等に充てるということをお認めいただきたい。今までは、当番校がいろいろ苦労して自分たちで自前で何とか予算をつくってということをやってきましたけれども、そうではなくて、全額というのはなかなか難しいと思いますけれども、この会議で集めた会費の一部をもって開催の援助をするという格好をとらせていただきたいと思います。

この点はいかがでしょう。

【徳島大学(高濱)】

そういうふうに会費を発生させて運営していくんだとすれば、法人にしたほうがいいんじゃないですか。

【筑波大学(鎌田)】

法人化ね、ちょっと我々あんまり今法人化は考えていなかったんですが。

【徳島大学(高濱)】

そしたら、例えば大学から支出するということには、どこに支出することになるのでしょうか。やはり法人から法人への支出ということではないと、なかなか困難ではないかと思えますし、ちょっとそのあたりをご検討いただければと思います。

【筑波大学(鎌田)】

はい、ちょっとそれは検討してみますが、なぜこういうことになっているかというと、我々のモデルの一つになっている動物実験施設の方の全動協というところにして、全動協も今までは施設の単なる集まりで、もちろん法人化も何もしていないんですが、あそこは前から会費を集めておりまして、その会費のやり方を聞いてみると、「普通に大学から支出で

きます」「しております」というふうに聞いていたので、法人化しなくても、お金を払う、会費を払うということに関しては特に問題はないというふうな認識でございましたけれども、法人化したほうが良いというご意見があるようでしたら、これはすぐにはいずれにしても難しいので、どうしたらいいかは引き続き法人化の問題をちょっと検討させていただきます。

ただ、法人化をすると、今学会が法人化の問題にさらされていますが、これが結構経理がすごく厄介で、とてもじゃないけど、簡単に事務局がやるというわけにもいかないような状況があるようなので、必ずしも法人化できないかもしれないということを含めて、今後の検討とさせていただければと思います。

他はよろしいでしょうか。

それでは、(2)で、会議の名称と規約をどうするのかと。大卒のことは今の(1)で議論していただいたので、何とかなるとは思うんですが、そうすると、正式名称をここで決めておかないと、これも一時的に決めるわけにはいかないの、何かいいのはないかなということで、検討委員会でいろいろ議論した結果、今2つの案がございます。1つは、「全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会」、もう1つが「全国大学等遺伝子研究教育支援施設協議会」と。若干ニュアンスが違う言葉がある。大学は基本的には同じなんですけど、どちらがより本来の目的をあらわす言葉であるかというので、どうしたものかなと思っております。いかがでしょうか。

これはもう皆さんの総意以外の何ものでもございませんので、どちらがいいか。他の案でもあれば、この場で言うていただければと思うんですけども。

【徳島大学(高濱)】

目的のところに入材育成を含むとありますので、この2番目の教育が入ったほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【筑波大学(鎌田)】

そういう意見がございますけれども、いかがでしょうか。

【鳥取大学(難波)】

確かに教育が入っていいのかもしれませんが、学内での位置づけは、やっぱり研究と教育は結構縦位置で、ぱっと見ると、我々の部局はやっぱり研究、要するに教育が入ってくると、一つ懸念されるのが教育デューティとかがこの名前の中に入ってくるわけで、要するに教育をとって支援をやっているというのが、我々ある程度のステータスというか、要するに特殊な部分、教育研究の中でも、研究と支援をやるというのがかなり任務として大きいなところの中で、教育を直接入れていくと、少し今までの流れとはちょっと違うような気もするという意見と、入れていけないというんじゃないですけど、そこら辺でこの名前がずっとあると、じゃもっと教育しろよと言われると、ちょっと困るようなところもあるという、ただそれだけのことですけど。

【筑波大学（鎌田）】

ほかの大学の対応は、筑波は最近ちょっと変な企画をしまして、研究センターと教育センターにもう1回仕分けをしようなどという、ちょっと過去に戻ろうというような動きもあって、「教育」という言葉を使うと、やっぱり今のような問題が出てくる可能性はあるかなという気はいたします。もちろん目的の中にちゃんと教育は入れるので、どれだけ一緒にしようが、教育という部分をやらないということはありませんとは思っていますけれども、いかがでしょうか。

私の個人的な意見としては、最初のほうの教育というのをあまり前面に出すより、やっぱりここは多分今までの実績からいくと研究がベースにあって、それを支援しているという組織があったというふうに私自身は認識しているので、教育を入れるよりは、「全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会」という名前がいかがかと思うんですが、どうですか。

皆さん特に反対意見がなければ、これも当面で、この議を経ていくらでも変えられますので、とりあえず何かを決めないと規定も何もできないので、当面ということで一応この最初の方の名称でよろしいでしょうか。特に反対がないようでしたら、一応この最初のほうの名称で当面はやらせていただくということにしたいと思います。

それから、これは非公式なんですけど、略称名がないと、これはあまりにも長くてわかりにくいよねという意見がございまして、変な話ですが、「大学遺伝子協」という最低限の言葉をつなげたものを一応何か言うときに略称名として、正式名称ではありませんが、こういう名前を使わせていただきたいというふうに思っております。

それから、会議がこういうふうに規定されますと、いろいろなことをやる必要があります。1つは、次のページに移っていただいて、2)の規約をつくらなければいけませんけれども、前の規約とは今の話でかなり変わってまいりますので、正式規約については、今日の皆さんの同意されたことを一応受けて規約案をつくって、皆さんの方に全員にネットで流させていただきます、それに対するご意見、言葉の字句の修正等いろいろ出てくると思いますので、そういうものを最終的に集めて、いつできるかというのは甚だ難しいんですが、最終的には来年のこの会議、みんなが集まる会議で決めたい、最終の規定案としたいということをお認めいただきたい。途中、ネットで賛成とか反対となかなかやっぱり決がとりにくいという部分がございます。字句の修正ということも出てくるかと思っておりますので、一応原案は今日決めていただいたことをもとにして作って、皆さんにお回しして、何回か場合によっては修正したものを送りするかもしれませんが、それを最終的な形として、来年のこの席で決定させていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。もし反対意見がなければ、一応そうさせていただきますと思います。

それで、ここら辺の成立要件だとか、今のようないろんな規約を決めるときの承認の過半数をもってするのか、3分の2をもってするのかいろんなことがございまして、前ページのところにちょっと戻らせていただきますが、そもそもこの協議会が一年に一回開催す

るのも、一応協議会と同じ名前を使うのがわかりにくかったので、連絡会議という形で、一年に一回のこの集まる会議を決めさせていただきたいと思うんですが、そのときのこの連絡会議の成立要件というのがまた問題になります。一応、原案では3分の2以上の会員校、3分の2というのは、一つの施設が1ですから、2名来ようが1です。その意味で「参加施設の3分の2以上の施設の参加をもってこの会議を成立する」というふうに、これを決めておいていただきたい。成立した上で何かの議決をするときには、「過半数以上の賛成をもって議決をする」と。例えば規約の改定をするというようなときも、例えば半分、今日この成立した状態で、この参加の半分以上という形にさせていただきたい。

ただ、事前に施設として欠席されることが分かっているときにどうするかという、また議決権の問題とか細かいことが出てきますけれども、もちろん事前に分かっている欠席して、案件が分かっている賛成とか反対と言っていたらいいんですが、なかなかそういうのも、当日になってというケースもあるかと思しますので、そういう細かいところをどうするかと言い出すとなかなかいかない。それもできたら、規定の中にもし盛り込めれば盛り込んだ原案を皆様の方にお送りしたいと思しますので、それに対するご意見を入れていただいて、来年のこのところで最終的には決めていただきたいと思します。

それから(3)、皆さんの一番関心の高い会費をどうするかということですが、昨年、一応会費を取ることはここでお認めいただいたんですが、その後いろいろな施設とかで話をして、本当に金額はどうしたらいいだろうと。あれはいいなというのが、たしか10万円とか何かという説もあったり、いろんなことがあって、でもこの規模でどんな活動をするかによって、予算は変わりますけれども、現実的にやっていくと、机上の計算なんですけど、大体4万円ぐらい、一つの施設から4万円ぐらいあれば、40ちょっとありますので160万ちょっとのお金になりますので、それならばいろんな活動ができるかなということで、一応4万円というのをここでは出させていただきたい。それで、これを今日承認を願いたいということなんです。

どんなところにお金を使うのかというのは、実は後から出てきますけれども、いろんな委員会がありますので、委員会の活動と、それから今日のこの会議の開催費用の補助、それから今、筑波の方に事務局がありますが、その事務局のいろんなコピーをとったり、いろんなことの事務経費、それから今はまだやっていないんですが、こういう事務局を引き受けたところがパートの人をある程度使わないと、大学の本来の仕事とは違うので、大学の正規の事務官の方にやってもらえるかと言ったら、それはまたさっきの話で変な話になるので、ある程度パートの人を使えるような若干のパート費用みたいなものも、組織のトップや事務局によって違うと思いますが、そこら辺まで使えるようなものとして会費を設定したいというのが下の方に書いてある内容でございまして、そのための費用として、1施設4万円というのを考えておりますけれども、いかがでしょうか。

【徳島大学(高濱)】

その額がどうかということよりも、多分こうやって見ると、40校ぐらい大学があると

思いますし、それから多分もし私立の大学等々ということになると、もしかしたら全体で数百万円以上の会計を毎年運用されることになると思うんですけども、そうなりますと、先ほど法人をいきなり申し上げてしまいましたけれども、例えば会計の明朗性とか報告の義務とか、そういったことも必要になるかと思えますし、事務員の方の雇用というようなことをお考えになると、そうすると、どういう団体がどのようなことでこれをするのか、そういうふうに考えますと、当初は面倒であったとしても、特定非営利活動法人等にしておくのが、税法上もよろしいのではないかというように感じますけれども、そのあたりご検討いただければと思います。

【筑波大学（鎌田）】

はい、それは先ほどのところで法人化というのも可能で、今のことに関して、徳島大学さんからちょっとご質問がございましたので、この次の2)のところに、会計がきちんと動いていることをちゃんと組織として確認する必要があるだろうということで、会計監査をこの中にはもちろん置きたいと。会計監査の方にきちんと会計が進んでいることを確認していただいて、この席で各年度の会計監査報告はしていただくというのが厳しくちゃんと運用されていることを見ていただくという意味で、これが必要なというふうに思っております。

それで、会計の年度もちょっと複雑なんですけど、大学は普通考えると、やっぱり今のところ4月1日から年度ごとで動いておりますので、この会計年度も年度ごとに動かさないと、大学の方に合わせないとなかなか動かすににくいかなということで、一応4月1日から3月末までをこの協議会の会計年度にしたいということがございます。

1)と2)、2つありますけれども、いかがでしょうか。

【山口大学（水上）】

山口大学の水上と申しますが、今、年会費4万円というふうなことなんですけれども、会費の使用する内訳の予定と申しますか、大体どの委員会、どういうものに幾らぐらいというふうなことを恐らく想定されて出されたんだろうと思うんですけど、もしよろしければ、そういうものが分かると、この4万円というものの妥当性と申しますか、納得しやすいんじゃないかと思うんです。

【筑波大学（鎌田）】

ちょっとお待ちくださいね。これは確定ではなくて、ある程度こんなものかなという程度でやったものでして、というのは、一番大きなものはこの委員会が4つございまして、この委員会をきちんとどうやって運用をしていこうかということで、例えば大型機器の委員会なんかはやっぱりどんなものをどう配置しなきゃいけないみたいなのを実際にメールで情報を集めても、最後はやっぱり顔を見せて議論したりする必要があるということで、そういうための費用等を計算しております。

現在、大体40ちょっとですので、4万円集めたときが総額約160万円程度です。それで、この一年に一回の会議の開催費補助は、これも場所によって違うんですが、最大で50

万円を予定すると。それから、一応、委員会の中で大型機器の委員会というのが多分一番ミーティングがこれまでも一番開かれていまして、その最低限の旅費等について最大で50万円。それから、組織検討委員会、私の委員会ですが、基本的にはネットでやっていますが、どうしても会って対面で議論しないといけないケースが出てくるということで1回ぐらいやる可能性があるということで30万円。それからITが、私が当初試算したのは、本当はネット上で全部できるんじゃないかと思って、ネットの最低限のところでも10万円ぐらいあればできるかなと思っていたんですが、これも今日のこれからの議論で若干変わるかもしれませんが、例えばホームページをもっときちり作れというようなご意見もございまして、そうすると、個人でやるようなものになってしまうと、もっと大きな予算が必要になる可能性がある。それはどんな活動になるかによって変わるので、そこら辺は何とも言えないです。今のところは、私の試算では10万円ぐらいしか予定していなかったと。

それから、事務局では事務経費のことを当時、全然考えていなくて、基本的にはコピー代で10万円程度ということで、大体合わせると160万円ぐらいしかないのかなということがもともとの計算で出てきたんです。ただ、これはあくまでももとの試算ですので、運用し出すと目的によってかなり違ってくるといって、もちろん予算が残れば次年度に繰り越しますので、そういうことだろうと思います。これでよろしいでしょうか。

いかがでしょうか、この年会費と幹事、会計監査をというようなことについて、この(3)の内容についてお認めいただけますでしょうか。

特に反対はないようですので、じゃお認めいただいたということで、これも規約の中に盛り込みたいと思います。

それから次が(4)事務局機能と当番施設の役割で、これは規約に書くというものでないと思いますけれども、先ほど言いましたように、この実際の会議を開くに当たって、当番校がやっぱり必要ではないかと。きょうは議長をやっていただいておりますけれども、この4つの委員会が何かを皆さん提案して議決をするときに、例えば私は一応代表幹事ですけれども、代表幹事がまさか表決をする、いわゆる中立的な立場にいなきゃいけないのが当の本人になってしまうとおかしいので、そういうときのためにもやっぱり当番施設がいて、当番施設が議長として采配を振るっていただければという意味も含めて、当番施設はやっぱり置きたいということでございます。

それで、当番施設は今までと基本的には同じで、場所を決めたり、それから今日の手順を決めたり、文部科学省と事前にいろんな打ち合わせをする必要があるんですが、そういうことは基本的には当番施設にやっていただきたい。代表幹事である私は、もちろん必要に応じていくらかサポートをするということで、事務局はそういう意味での実際はこの会議の運営のサポート役ではあるけれども、実施はやっぱり全部当番施設にやっていただくというのが大原則としてつくってあるということです。

それ以外に、この協議会自身の事務局はやっぱりどこかへ置かなければ、開催に対して

動かなければいけないので、その事務局は今のところは代表幹事のところに置いているので、これも代表幹事以外のところに置くとまたやりにくいので、当面代表幹事のもとに置くとか、施設の中に置くかどうかは別として、一応代表幹事のところで事務局をお引き受けするという形をとらせていただきたい。そうすると、事務局は会費を徴収したり管理したり、各委員会と連絡調整等、いわゆる事務局としての機能を全部持たなければいけませんので、そういう活動をさせていただきたいと。

というような、いわゆる具体的な作業の内訳が事務局と当番施設との役割が一応そこに書いてございます。これは規約の中に書くというものではないと思いますけれども、大体こういう役割分担をしながら、事務局と当番施設でこの会議開催に向けて進めていきたいということでございます。

このことについて何かご意見ございますでしょうか。当番施設なんてやめてしまえという極論もありかもしれませんが、できたら今までの慣例に倣って当番施設を順番にぜひやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたら次(5)で、その他の検討すべき課題。これも1)しかございません。これは実は大変大事でして、昨年は幹事校、代表幹事校、検討委員会の委員などは全部順番に決めていきましたけれども、じゃ任期はいつまでというのは何も決めないで昨年決まってしまうました。これは決めておかないと、やっぱりこれから困るということで、どうしようかということでございます。一つの提案としては、できたら2年ぐらいで交代していかないと、一つのところでずっとやるというのは、それは大変だなということもございまして、一応任期は2年にさせていただきたい。ただし、必要に応じて、もちろん長い間検討しなければ、2年間で何か検討するにしても短過ぎるという意見もございまして、再任も可ということだけを決めておいて、どうしても必要に応じて4年ぐらいかけてある事項を検討して、特別な提案をしたりというようなこともあるかと思しますので、再任も可という格好で、でも2年とさせていただきたいという。

ただし、そのときに意見としては、例えば全動協がやったみたいに、動物愛護のための手続とかマニュアルをすごいものを作ったりしていますが、ああいうことをやろうとすると、2年でももちろん終わらないので、継続して何かすることが出てきます。そのときに、全員がいっぺんに変わってしまうと、何を検討していたのか、多分わからなくなるので、半分ずつ改選したいと。最初ちょっと変な形になりますが、1年ごとに半分ずつ改選していくと、一応任期2年で、でも議論が継続してできるという形をとらせていただければ、多分議論が継続できるだろうということなんで、そのところも含めて、ぜひそういう任期と再任の問題をお認めいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

先生によっては、3年やれとかという話がありましたが、3年は私はできたら避けたいなということもありまして、ぜひ2年程度でというふうに思っておりますけれども、よろしいでしょうか。はい。では、特別な反対がないようでしたら。一応これは規約の中にも

ちょっと書き込むことをございますので。

それから(6)は、これは単なる希望でして、4つの委員会を持ってきましたけれども、組織検討委員会、実はもっと多くの方にあちこちから入っていただきたかったんですが、なかなか皆さん都合があって、こちらから声をかけても断られるケースがいっぱいありまして、やっぱりいろんなブロックが、ある地域の特殊事情とかいろいろ、もちろんこれからいろんな議論の中で出てくるので、そういうふうにして、できたら日本を幾つかのブロックぐらいに分けて、そこからぜひ1施設ぐらいは、ぜひそれぞれの委員会に入っていた方がいいたろうということは、皆さんもっと積極的に委員会の委員に加わっていただきたいというお願いと、これから私立の大学が本当に入ってくると、私立の意見等ももちろんここにもっと反映させていく必要が出てくるので、その意味でいろんな方にぜひ委員をもっとやっていただきたいというお願いでございます。

一応、私が組織委員会として検討してきて、皆さんにご了解を得たかったのは今のものですけれども、全体を通していかがでしょうか。

【徳島大学(高濱)】

徳島大学の高濱です。

任期のことですけれども、今先生がおっしゃった趣旨をより生かすのであれば、最大2期でということも、見込んだ方がよろしいかと思えますが。

【筑波大学(鎌田)】

そうですね。再任は妨げない。ただし、2期のみということですね。

【東北大学(山本)】

東北大学の山本と申しますけれども、私どもの施設では、研究支援という学内共同事業体共同施設というのを立ち上げていまして、共同支援という研究支援ということをやっています、遺伝子のことをもうほとんどやっていないような状態ですので、名称に関しまして、「遺伝子研究」、ここまではいいんですけれども、「支援」というのがちょっと私ども入っていませんでしたね。ほかに、他大学でも共同利用をやめてしまった施設があると思いますけれども、この研究と支援の間に「ポッチ」でも入れてもらったらありがたいという気がしております。

【筑波大学(鎌田)】

中ポツを入れると、これは実は私も、これを議論するとあまり長くなるのでやりたくないと思って逃げてきたことの一つなんです、最初は「遺伝子研究施設連絡会議」という案もあったわけです。ただ、遺伝子研究になると、本当にもう多分歯どめなく、今遺伝子研究をやっている施設は山のようにあるので、本来のこの遺伝子実験施設という意味のものからかなり乖離したものになるので、研究だけというのはちょっとまずいなと。それで、「教育」を入れようとか「支援」を入れようというので、今のような名称が出てきたんですが、それでも逆に「支援」と書かれると、支援をやっていないから入りにくいというご意見で、何とか中ポツを入れていただけないでしょうかというのが今のご意見です。

れども、これは私はどうでもいいと思っているんです。これはもう皆さんのお考え次第なので、どちらがヒットするかというのは、もういいとか悪いとかではないと思うんですが、いかがでしょうか。

中ポツを入れるという案と入れないという案と2つになってしまいましたけれども。

【東京農工大学(丹生谷)】

支援をやっていないからといって、この協議会に入れないということは恐らくないんだと思うんですね。ですから、そういうことをご心配される必要はないのではないかと。むしろ名前をずっと見た字面で中ポツは、私は入れないほうが自然に読めると。それは決して東北大学を排除するものにはならないだろうと思います。

【筑波大学(鎌田)】

ということで、中ポツがあると、逆にわかりにくくなってしまうんじゃないかという意見で、いかがでしょうか。東北大さん、中ポツなしでも何とかやっていただけますでしょうか。はい。それでは、一応なしということで、最終的な名称にさせていただきます。

その他。

【鳥取大学(難波)】

鳥取大学の難波です。

鎌田先生の方は、たくさんの人ということなんですが、現実には予算の面と動きの進みにくさというか、機動力を持って、少人数である程度早目に物事を決めていって、それを還元するというやり方のほうが効率がいいように思うんですね。そうすると、ブロックごとというのは重要ですが、ある程度絞った人数でやっていただいたものをどんどん還元していただく方がいいんじゃないでしょうか。予算もかかりませんし、スピードも速いし、効率的ではないかと思しますので、ぜひご配慮をよろしくお願いします。

【筑波大学(鎌田)】

はい。個別の委員会の委員の数をあまり大きくし過ぎるとやりにくくなるんじゃないかというご意見です。それは各委員会の方にお任せをして、やり方によって、ネットだけでやるんだったら集まる必要がないし、やっぱり集まるということになると、旅費がすごくかさんでしまって、とてもこの会費では収まらないということになりかねないですし、そこら辺は適宜ご判断をしていただければというふうに思います。

いかがでしょうか。

【東京医科歯科大学(中村)】

医科歯科大学の中村です。まず簡単なことから、会費は今年度から徴収という理解でよろしいですか。

【筑波大学(鎌田)】

はい。もう既に動いておりますので、委員会がもう既に身銭を切って動いている委員会もございますので、そういうところに事後利用で申しわけないんですが、そういうところにはぜひ今年もう既に集めて、既に支払っているところにはこれからお支払いをしたいと

いうふうに思っています。

【東京医科歯科大学（中村）】

私、大型機器の方の世話役をやっておりまして、委員の先生には今までは「手弁当でお願いします」とお願いをしております、先ほど制度的な予算の内訳がありましたけれども、私は必ず欠けさせてはいけないのは、先ほど言われていた事務局の経費だと思います。特に人件費、そのことをまず第一に考えてきました。

それともう一つは、先ほど鎌田先生がちょっと言われていた、対外的に向けてこういう活動を始めたんだということがわかるホームページの充実ですね。それはITの委員会で丹生谷先生がきっちりなさると思うんですけども、そこを重点的に予算を使って、足りないところは今までどおり手弁当でお願いしますよという基本姿勢で、1期目はやられたらいいんじゃないかと思います。

それともう一つ、これは私の希望なんです。今までこの連絡会議で組織だとか制度というものが十分でなかったと。ここでこういう議論をして立ち上げていって、ある程度の形になるんだと思います。いろんな微調整はしながらということになるんですけども、この制度の検討委員会をぜひ継続させて、先々には総務委員会のような全体を常に見渡していくような会議も、委員会の性格に持って行っていただきたいという希望を持っております。

以上でございます。

【筑波大学（鎌田）】

わかりました。2つ出ましたけれども、予算の件ですけれども、先ほど言ったのは、あくまで予算を算定するためのものと考えただけで、多分今日これから各個別の委員会の報告がございますので、それに応じてやはり必要と思えば、そういうところにかかなりの額を割くことはもちろん可能だと思いますので、それは各委員会の委員長あたりから、事務局の方に言っていただいて、可能な範囲で効率よく有効にお金を使うということだけを認めていただくしかないと思います。一応、各委員会の委員長には、年間大体これぐらいが欲しいというものを出していただかないと多分動きがとれないと思うので、その中で、例えば来年度はホームページをどうしても立ち上げるのに、業者に頼んである程度きっちりしたものを作らなきゃいけないということで、予算の申請が出てきたならば、そういうものを加味しながら各年度の大体の見積もりを出す。多分一番やりやすいのは、最終的に次年度分の予算を一応ここで大体の見積もりをしてもらってここに出して、それも認めていただくというのが一般的な学会なんかのやり方ですとそういうふうになると思います。今年も予算も何も決まっていなかったのがこういう形ですが、来年度からは大ざっぱに大体どれぐらいの配分になるかなというのを出しながら、会計は進めていくというのが一番現実的かなと思います。

それから、この組織検討委員会ですが、先ほど言いましたように、あと一年間はどうしてもやらなきゃいけないのは、規約の成文をつくらなければいけないので、この委員会は

あと一年間はやっぱり活動させていただいた上で、今お話しありましたように、そこまで行ってしまえば、あとは総務委員会的な機能を多分持つ必要が出てくる。そういう組織がやっぱりどうしても必要になると思いますので、そういうふうに切りかえることは可能だろうというふうに思っております。

他、よろしいでしょうか。多分今日決めておいていただかないと、もうこれで終わると、1年先まで何も決まらなくなるのは困るので、どうしても検討しておいていただきたいことがあったら、今言っておいていただければと思いますけれども。

【鹿児島大学（中河）】

鹿児島大学の中河ですけれども、今、今年度から会費を徴収するという意見があったんですけれども、私自身、いろいろ団体をやったりしている部分で、お金の取り扱いのことを考えておかないと、1つは、連絡会議はきちとした規則、会則、組織規則というのがない段階と、先ほどちょっとあったと思うんですが、本年度予算を立てていないし、決算もどうなるかわからないという中で、果たして公の大学のお金が払えるかどうか。払ったときに、それにクレームがつかないかどうか考えますと、正直なところ多分難しいのではないかと思います。

私自身も小さな大学においての学会を開催したときに、税務署が入ってきました。ちゃんと規則があるかどうか、年会、総会を開いているのか、いわゆる予算を立てて決算をとっているかどうかということまで調べにくると思いますし、もちろん国のお金の運営費交付金といえども、会員さんが対象になると思いますので、そういう中で今年度から徴収というのは果たして。今日事務方もおられますので、ぜひそこらを検討していかなければ、ちょっと何か不安なところがあります。ちょっと不安だということで、よろしく願います。

【筑波大学（鎌田）】

先ほど私は集めると言いましたけれども、集めないとも何も始まらないので集めると言っているんですが、ただ、これは今年に関して言うと、実は今のようない問合わせがありまして、具体的にもう責務として払わなければいけないのかと。ルール上だからなかなか払いきにくいという施設ももちろんおありだということをご承知の上で、一応払っていただけたところにはまず払っていただくことから始めないと、いかんともしがたいなど。それでいて、最低限のものが動いているので、最低限のことをやりたいと。

極端なことを言うと、今規約ができない限り払えないというふうになってしまうと、来年度もまた払えないという事態になるので、ここの会の規約自身は改定前のものはもう既にももちろん昔のものがあります。ただ、その内容を今大きく変えようとしているだけなので、規約がないわけではない。ただ、昔の規約には会費を払えとは書いてない。書いてないと言ったら、集められないと言われたら困るんですが、一応会としては昔から正式のものがあるので、それは問題はないです。ただ、会費の額がどこに書いてあるのかと言われると、それはなくて、今回のこれで決まったので、事務的には会議録が何かをもって読

んでいただくしかない。というようなことで、それでも対応できないと言われると、それでも払ってくださいとは言えないので、一応私の事務局としては、今のようなことでできるだけ事務的なサポートはするので、ぜひ会費を払っていただきたいというつもりであります。ただ、それでもどうしても今年度払わないということならば、それはご相談に乗ってどうするかを考えていくしかないというふうに思っております。

その上で、実は皆さんのところに各施設に一部ずつ、例えば今の会費をどうやって払っていただくかというようなことで、会費の支払いの依頼状みたいなものを出すことで、払っていただけるのかというようなことが一つのモデルで、それからその事務局に対していろんな費用が必要で、そのときの例えば旅費が委員会の方で必要な場合には、どんな書式を使えばいいのか。これは大学の事務を直接通していないので、これも全動協のを参考にさせていただきながらいろいろ作って、基本的には、大学が本来動かしている経理関係の書式にのっとして、準ずる形で会計を行うというのが今全動協さんがやっていることで、それしかないと思います。今回、皆さんにお配りしたのは一つの案でして、大学が一般によく使っているような事務的な書類をこの会議用に合わせて若干の修正を加えて作ったもので、そういうものをもって、例えば事務局に請求していただいて、それで支払いをするというような形しかないのかなと思っております。

【鳥取大学（難波）】

まず先ほどの規約ですが、今のケースはものすごく簡単なんですよ。これだけ決まれば、ある意味で、先ほど言われましたお金を盛り込んだ規約というのは、もうほぼ認められた形で簡単に換えられる目的もできていますし、名前を変えるということは、最低限それをやられることによって、まず規約の部分ではある程度クリアになる。細かいことを来年検討されるということで、今日これだけ決まればほぼもう。今までの規約というのは5つ、6つしかない非常に簡単なもので、そこはこれだけで換えられると思うんですよ。それでもう承認されたということでやっていかれてはいかがなものでしょうか。

【筑波大学（鎌田）】

いかがでしょうか、やっぱり事務的な手続があるので、今日、今皆さんと議論して決めていただいたことをもとにして、暫定版であっても、一応規約をつくって、それを最低限できるだけ早く皆さんのところにお送りするので、特別絶対だめということがない限りは、文言の修正等は来年度行うということも含めて、暫定版で認めていただいて、それをもって会議の支払い等の事務の助けをするというご提案なんですけど、もちろんそれで認めていただければ、私のほうは早速作業に入りますけれども。

【神戸大学（南森）】

今の件と関連してですけれども、先ほど鹿児島大学の先生がおっしゃったことも当然で、来年のころまでに正式なものは決めるといって、それまでこういう予算、お金を集めるということになると、やっぱり暫定的な規約等は必要だと思います。ただ、それは今日のこの議論に基づいて、この文言を抽出されれば、その間に適用するものとして、あとは一任

することは可能だと思います。と同時に、例えば予算につきましても、今日、一部はその件についての議論があったと思うんですが、ただ暫定的なこういう予定だという予算は、それは賛否も踏まえて抽出して作成するということは可能である。そういう行為については、我々としては一応統一でいけばいいかなというふうには思いますが。

【筑波大学（鎌田）】

はい、ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

もしないようでしたら、今のお二人のご意見を参考にさせていただいて、一応今日決めたことをもとに今までのを改定して規定・規約をつくる。それはあくまで暫定版ではあるけれども、来年のこの会議で細かい文言を修正するまで有効なものとする。それは皆さんの方に原案をつくってお回しするので、それをもとに認めていただきたい。

それから、予算案については、これからの議論も踏まえながら、各委員長の方に大体の今年度分での予算を出していただいて、ほぼ妥当なものを皆さんの方にこの規約の改訂版とともに送りするので、それも含めて、もし特段のご意見があればもちろんいただいた上で、特段のご意見がない場合にはお認めいただいたものとして、それに従って予算執行もするということだと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（異議なし）

【筑波大学（鎌田）】

はい。それでは、特段反対はございませんので、それでもやっぱり正式なものでなければ払えないとか、いろんなケースはもちろんあると思いますので、じゃ会費を払わないから、早速来年から除外するということでもございませんので、あくまで、特に立ち上がりの今のこういうちょっと変わった時期なので、暫定的にぜひ払っていただきたいがどうしても払えない場合にはご相談くださいということで、来年度までは行きたいと思います。

他はよろしいでしょうか。

それでは、予定よりすごく長くなってしまいましたけれども。

【富山大学（西条）】

鎌田先生、どうもありがとうございました。

これで山場を一応超えましたので、休息に入りたいと思います。

時間はちょっと短くなりまして恐縮ですが、15時45分までとさせていただきます。

休 憩

遺伝子組換え生物等委員会

【富山大学（西条）】

それでは時間になりましたので、次の委員会の報告に入らせていただきます。

次は、遺伝子組換え生物等委員会でございまして、幹事校の東京大学医科学研究所、齋藤先生、よろしく申し上げます。

【東大医科学研究所（齋藤）】

東大医科学研究所の齋藤です。

委員が今のところ、ここに挙げられておりますように4人ですけれども、もう少し増えた方がいいかなと思っております。

この委員会の目的といいますのは、去年も申し上げましたけれども、組換えに関する情報を発信するということが目的でありまして、その発信する前にこの委員の先生にメールで見ていただいて、その上で皆さんに発信するということが運営方針であります。

それ以外に、委員長の私が現在のところ、各大学で組換えDNA実験を実際にこういう事例に遭って困るだけけれども、どういうふうに判断したらよろしいかというような質問をお受けしております。電話でいただければ、医科学研究所ではこのようにやっておりますという形でお話し申し上げますので、ご遠慮なくお電話いただければと思います。

それから、この情報をお送りする先ですが、ここにおられる皆様は必ずしも遺伝子組換えの委員会のメンバーとは限らないと思うんですね。それで、改めて実際に各大学の組換え委員会の委員長の先生あるいは微生物委員会、あるいはその大学でそのような問題を扱っておられる先生にもその情報をお送りしようというふうに考えております。

それから、今、(a)の運営方針のところをお話ししたつもりですが、(b)の私学への協力といいますのは、これは先ほどの組織委員会の方で私学への協力ということが決まりましたので、私学へもこれから希望があって、この会に入りたいということでしたら、同じように情報発信するというのをいたしたいと思っております。

それから、下の2つですけれども、この委員会は遺伝子組換え生物等委員会となっている理由は、もちろんその遺伝子組換えに関する法律とか問題について対応するということがもちろん一つですけれども、今年6月1日に、厚生労働省のほうで感染症法というものが施行されまして、それで第一種から第四種の病原体に関する取り扱いということが大学側でも対応するようになるということになりました。この委員会で病原体に関する法のそれぞれの大学で委員会がもし立ち上がっておれば、そちらの方へも情報がありましたら発信したいと思っております。

ただ、この1年、委員会としては昨年発足するという事をお認めいただいたのですが、實際上、組換え生物に関する法律はこの2年間全く変更がございませんでした。それから、感染症法に関しても、第一種から第三種までの病原体に関する法律が施行されたのでありまして、この一種から三種までといいますのは、非常にレベルの高い病原体でありまして、

ここにおられる皆様の大学でこれに該当する病原体はほとんどなかったのではないかと思います。そういうわけで、新たにさらに我々が普段扱っているような病原体に関する法律が法律化されるということになったときは、すぐにご連絡しようというふうに考えております。個々の大学における取り組みというふうに書いていますのは、そういうふうなことでして、遺伝子組換えだけではなくて、それぞれの大学で研究用微生物委員会というものを立ち上げる必要があるのではないかという雰囲気になってきております。

医科学研究所の場合を例にいたしますと、医科学研究所では、全く同じメンバーで組み換え生物の委員会と研究用微生物委員会が存在しまして、外から見ると2つ委員会があるように見えますが、実際にはすべて同じメンバーで対応しております。そして両委員会を実際にどういうふうに運営するかは各大学に任されているわけですが、参考にしていただければ幸いですし、それぞれの大学でどう対応するかということもご質問ありましたら、メールでいただければと思います。

それから、今後検討すべき課題ということですが、委員会でもこれを考えていますし、皆様からもこういうことを知りたいんだけどどうなっているのかとか、そういうメールをこちらにいただければ対応したいというふうに思っています。

その他は特にございませんが、一気に一番下まで読んでしまいましたけれども、皆様、ご質問とかございますでしょうか。

この委員会は、情報を発信するということのための委員会で、物を決めるとか、あまりそういうことはないかとは思いますが、いかがでしょうか。

【東京農工大（丹生谷）】

東京農工大の丹生谷ですけれども、この委員会にも入れてもらっているんですけども、先ほど鎌田先生のお話の中で、この連絡会議というものが文科省に対する、いわば圧力団体のようなものというご意見もございましたけれども、そういうことも考えますと、今日はライフサイエンス課から第二種省令についてご説明がございましたけれども、実際問題として扱っている研究者の中で、やはり省令は完璧ではないと思いますので、だんだん不都合が生じたり、こういうところは改正したほうがいいのではないかという意見がいろいろな大学の中では出てくるかと思うんですね。ですから、そういうものは教員個人がライフサイエンス課に要望を言っても、なかなかちがあかないかどうかは知りませんが、難しいのではないかと想像されますので、こういう連絡会議ないしは協議会を通じて物申すといえますか、そういう性格の委員会であってもよろしいのではないかなと私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

【東大医科学研究所（斎藤）】

全く丹生谷先生のお考えのとおりだと思います。

例えば動物に関するこういう運営会議というのは、かなりそういう形での国への働きかけというものも実際やっておられるようでして、こちらの方でもやはり実際に実験をする立場から、国の方に法律ができる前に、こういう形でしてほしいというようなことを言え

る場というのは、やっぱりこういう協議会というようなものが非常に大切な立場だと思いますので、まさにそのとおりだと思います。

いかがでしょうか。

【鳥取大学（難波）】

鳥取大学の難波です。

昨日、今月末の会議に向けてライフサイエンス課に行ったときに、ライフサイエンス課が法律などでもうしゃべることがないというか、同じような話になると。逆にこういう会からどういうところを話してほしいかということをご提案してほしいということもちょっと言われたんです。それは、僕が答えられる範囲でなかったんですが、やはりそういうことも恐らく毎年通信をいただいているんですが、フォーカスを絞って、この遺伝子組換え等の委員会の方から提案して、ここを詳しく言ってくださいとか、こういう内容についてもうちょっと具体的なものということをご提案していただくと非常に次は助かると思います。よろしく願いいたします。

【東大医科学研究所（斎藤）】

確かにそれも委員会で取り上げていきたいと思います。特にこの2年全く法律が変わっていませんので、ほとんどすべての材料は去年と同じだということを皆さん気がついておられると思います。法律が変わったときには、しっかりとそれは委員会の方でも出しますし、やはりこういう場で国のほうからもそれをきちんとやると。そのとおりだと思います。

特にございますか。

【山口大学（水上）】

山口大学の水上ですけれども、私、先生の昨年のお話をちょっと勘違いしまして、先生の委員会で委員会の書類というか、模範になるような書類を出していただけるんじゃないかと実は期待しておったものですから、私どもの組換えの委員会で書類の申請の際に、こういう委員会で現在書式が検討されているので、それを待って研究した者が申請しようとお話ししたんですが、もしそういうふうな、今各大学で個別に申請書類というのを作っているとありますが、そういう共通というか、模範となるようなものをいただければ非常に助かるんですけれども、その点はいかがでしょう。

【東大医科学研究所（斎藤）】

大変申しわけありません。そういうものを作るというか、あるいはそれぞれの大学ではこういう書式でやっているという例を提示するというのも、この委員会のメンバーに諮って、それで皆様にお送りするものの材料に加えたいと思っております。どうもすみませんでした。

いかがでしょうか。

【広島大学（田中）】

広島大学の田中ですけれども、ちょっと私、今日、ライフサイエンス課の方が来られるときにあえて聞きたいんですが、要するに文科省の法律を読んだときに、それだけでは分

からないので、実際その文科省の担当官がどういうふうにコメントしたかとか、あるいはどういう指示があったのか、実はそういうところがすごく情報としてほしいと思っているんです。それで、できれば、うちもあまり大きな声では言えないんですけども、いろんな問題が起きたときに、こういうふうな指示があったとか、そういった情報を指摘して、それを共有の情報として持てるような、そういうことを考えていただければありがたいと思うんですけども、先ほどの書式というのも含めていかがでしょうか。

【東大医科学研究所（斎藤）】

できる限りそういうふうな形にしたいと思います。ただし、文章で出すことがよろしいかどうかという場合に、そういう問題もこういう法律にかかわることですので、しかしそれは非常に大切なことでありますから、その辺も委員の皆さん方に諮りまして、この委員会で役目を果たす形で、我々研究者の立場から物申すような形でいいかなと。

では、よろしいでしょうか、時間が大分おしておりますので、これで遺伝子組換え生物等委員会を終わらせていただきます。

大型機器等整備検討委員会

【富山大学（西条）】

斎藤先生、ありがとうございます。

続きまして、時間がおしておりますので、次の報告に入らせていただきます。

次は、大型機器等整備検討委員会からの報告でございます。

では、幹事校の東京医科歯科大学の中村先生、よろしく申し上げます。

【東京医科歯科大学（中村）】

医科歯科大学疾患遺伝子実験センターの中村です。よろしくお願いいたします。

レジュメの10ページです。昨年のこの会議で委員会が立ち上がりまして、そのうちの「大型機器等整備検討委員会」という名称で活動を始めました。そこに記載されておりますようなメンバーで、農工大の丹生谷先生には本年度の6月より参画いただいております、ほかのメンバーにつきましては、今年度の1月までに決定をいたしまして、活動をいたしました。具体的には、今年度の3月7日に東京にお集まりいただきまして、実際に会合を持ちました。

先ほどの経費の話からの続きになりますけれども、そのとき、私は各先生方に「これは手弁当でお願いします」と繰り返しお願いいたしまして、年度も18年度の年度末で、それはそれでもう必死で委員の先生方をお願い申し上げたんです。そのときに話し合いましたことを箇条書きにさせていただきます。

まず1番目は、委員会そのものの名称であります。最初、「大型機器等整備検討委員会」ということだったんですけども、大型機器ですと、単に大型予算をいかにとるかという戦略だけを考えがちです。議論をしていく中で、遺伝子施設それぞれの学内の研究支援が

一番の大きなミッションで、そのための研究支援の環境をいかに充実させるか、発展させるかということを含めてやったほうがいいんじゃないかということになりました。委員会の名称もそれにふさわしいものがないだろうということで、言葉がいろいろ入ってきまして、結局「研究支援環境整備検討委員会」というのはどうだろうかということに委員の間では話がまとまりました。実際には今日のこの連絡会でご承認をいただいて、正式な名前としては発足したいということで、まず第一番にお諮りしたい案件でございます。

いかがでございましょうか、ご意見ございましたらお願いします。

よろしいですか。ちょっと長ったらしい名前なんですけれども、いかに研究支援の状態をよくするかということです。

以下、3月7日の会合で議論した内容です。

1つは、各大学に設備マスタープランというのがあるわけですね。これの実効性がどうかということはいろいろ議論のあるところですけども、特に設備の充実を図ろうとしたときには、大学のこの基本方針に沿ってやらなければいけないということになるわけです。特にこの研究支援にかかわっている皆様方には、それぞれの大学がどういう設備マスタープランを持っているのだろうかということは認識をしていただきたい。その上に立ちまして、どういう研究支援の整備ができるかということを考えていくことになっております。

2番目の重要な問題は、今まで既存の設備があるわけですけども、有効利用されてきてはいると思いますけれども、より効率的な活用を考えるということが2番目に重要なことだろうと認識しております。

3番目の点です。これは設備共同利用ですね。それを大学内はもとより、その大学を超えて共同利用するというのが今文科省のほうで積極的に進められていることです。共同利用というのは一つのキーワードになっている。その点も踏まえなければいけないという議論になりました。

技術というのは、特に私の希望で書いたものでして、私の認識では、この遺伝子実験施設というのは、学内の他の研究支援のR Iだとか動物の施設等々ありますけれども、1つの特徴は、遺伝子組換え、遺伝子の研究の支援をしながら、そこにおられる先生方、自分らの研究を発展させているという一つの特徴があると思うんですね。それぞれエキスパートサイズがあるわけですし、それを学内で提供しているのはもちろんですけども、学外とシェアするというのも一つの共同利用じゃないだろうかと思います。ハードとソフトの共同利用ということが考えられるんじゃないだろうかということを議論いたしました。

設備の有効利用と共同利用は、特に私の認識では、文科省が考えておる重要なキーワードだと思います。

その次の「地域の特性」と書きましたけれども、これは実際問題として機器を共同利用するときに、現実問題、どういうことが可能なんだろうかということなんです。真っ先に頭に浮かぶのは地域性ということですけども、いろいろ議論をしていますと、必ずしもこれ

は現実的ではないことが分かります。中国地方で、例えば山口大から鳥取大に行くのに4～5時間かかるということがあります。これを現実にするかということはありませんけれど、地域での浸透度というようなことを考えますと、あながち意味のないことではないのではないかと考えて議論はいたしました。

最後、3月7日の委員会で議論いたしましたことは、基礎資料の収集でございます。実際にはそれをやりましたのは6月、7月にかけて、各施設がっております設備、機器の把握ということを行いました。本委員会が現在やっている活動は、皆さんの施設の現状の把握ということでございます。

その把握した中間の結果を、1枚の裏表のコピーに記載いたしました。仮に「遺伝子実験施設・センター機器集計結果(中間集計)」という形で見ていただければと思います。

当時の43校、すべての加盟校にそれぞれの地域の取りまとめ校といたしまして、委員の大学の先生方に6～7校担当していただきまして、43校に依頼を出しました。そのうち36校から回答が得られました。567の物品が項目として挙げられております。「購入金額」のところをまず見ていただきますと、金額でここに書いたような数字でクラス分けをしました。集計を始める前にあまり細かい指示を出しませんでしたので、大学によって非常に事細かにリストアップしてくれたところ、大きなものをリストアップしてくれたところ、千差万別ではございますけれども、そうして見てみますと、現在の状況を表している結果が得られたんだろうと考えております。

1つ、これを見て読み取れることは、500万円以下の機械、恐らく100万円以下の機械もたくさんあって、本当の数はここが一番多くなるんでしょう。500万～2,000万円、大体1,000万円前後の機械もかなり多いということが分かりました。ということは、学内の研究支援をかなりやっているのだなと思います。先ほど文科省の人が「基盤設備」と呼ばれるところの設備・機器をかなり持って学内に貢献しているのだなという姿が浮かび上がると思います。

それともう1つ、金額面で多いのがあまりないような感じも受けました。

裏を見ていただきますと、どういう品目の機械がどれくらい数があるかというのがあります。当然予想されるように、遺伝子の施設ですから、DNAの設備が一番多いことが分かるんですけども、ここで読み取れる一つの特徴は、遺伝子だけに限らず、生物系実験の全般に亘っていることだと思います。研究課題も広汎に亘っていることが推測されます。

それともう1つ、11番目に「施設」というのがあります。これは温室とかそういう特殊な施設です。購入金額のほうから眺めてみますと、2,000万円以下のものが多く、基盤設備で貢献しているのが第一に目につくことです。もう1つは、数は少ないんですけども、特殊機器等があることです。研究支援でかなり学内の重要な位置を占めているのだらうと想像されます。もう1つ、ここに数の少ない2個以下のものは幾つかあります。その中にデータベースというのも1つか2つありました。それは先ほどの技術とかエキスパートタイプの部分に入って、ソフトの面で重要な位置を占めると考えております。

その次の「共同利用」に移りたいと思います。学外の共同利用が「可ですか」と尋ねたところ、ダイレクトに「可」だと答えてくれたのが209、「条件付」が23、その下に「検討中」というのがあります。一番下に「記載なし」というのがあります。実は昨日、委員の先生方にもう一度医科歯科にお集まりいただきまして、いろいろご意見をいただきました。「検討中」「記載なし」の多くは、学外の共同利用に関して前向きなものだろうということがわかりました。というのは、お金のやりとりだとか、申し込み使用の制限だとか、そういう制度が分からないから、こう回答したということがほとんどで、そのような数を加味いたしますと、570あるうちの500に近い数が学外の研究者が「使ってもいいですよ」というサインが出ています。ということは、制度を整えば、既に共同利用のベースは整っているのではないかという気がしております。これもこの現状把握のための資料を収集した一つの成果ではないかと思っております。

その次、「購入年」を見ていただきます。1996年から2004年までが多くなっています。これは数のベースです。金額ベースではありません。恐らく金額ベースも比例するものとは思いますが。2004年というのは独法化の年でございます。そこで終わっているように見えます。何が考えられるかといいますと、皆さん切実に感じていらっしゃる機器のメンテナンス、機器の更新がほとんど行われていないということです。それをこのグラフが物語っていると思います。

毎年この会議に集まりまして出る話題は、最新の設備が買えないよ、修理を一体どうしようという議論でした。この委員会としては、個々の大学の問題に閉じ込めずに、全国レベルで何かしら道がないかというのを考えるのがこの委員会で、今後の活動ということになるわけです。今まで2回集まりましたけれども、そこに向けて具体的なこうしようという方策、本当の意味での具体的な方策があるわけではありません。けれども、昨日約2時間議論した中で、最終結論は21年度の予算申請に対して、この委員会は、この連絡会議として予算申請をできるタイムスケジュールを持って活動をしようという一つの結論に達しまして、皆様のご支援とご協力をこの面でいただきたいと考えております。ぜひ積極的に意見とか、その調査に参加していただければと思います。

【神戸大学（深見）】

神戸大学の深見です。

きのうの委員会、ちょっと所用がありまして、委員会のメンバーであります、欠席いたしましたすみません。

1点だけ、この動き非常に結構だと思うんですね。それで、成果についての年度まで設定されていて、目標を立てられているというのは非常に結構なんです。最近の動きで何か月前ですかね、うちの大学では、いわゆる経常に大学から本科におりてくるお金をプールすることができるようになったんですね。いわゆる積み立てもできる、それから借金もできるという新制度ができました。額はそんなでもないんですけども、年間500万円ですか。それで、例えば3年間1,500万円ですね。3年目に積み立てたとしましたら、3年

目に今度は借金するわけですね、1,500万円。で、500万円ずつ返していくというようなことをやると、相当な額になってしまいます。500万は無理として300万ぐらいずつ返していきます。それで、大体の支援基金というのは、2,000万弱ぐらい払っていますね。DNAシーケンサーを更新したりすれば、1,800万、2,000万だったりする。そういうことをやると、受益者負担が出ますから、受益者負担を少し上げることによってお金を徴収して、できる大学もあるんじゃないかと。要するに、それをちょっと僕も飛びつこうかと思ったんですけれども、それをやっちゃうと、いわゆる本来正当なルートで予算要求して、我々サービス業務をこうやっているんだから、予算をつけてくださいということであったのが、自助努力も延長線上にあるから、借金はできる、あるいは積み立てができるという制度ができたことによって、現場で解決できちゃう可能性も出てきます。いわばもうあめ玉が前にぶら下がっているような状況で、それに飛びついちゃうと、これは他にも迷惑かけるかなと思って、僕は今年度は見送ったんですが、そういう大学はできるところはあるんじゃないかと思うんですが、そういう制度はどうか、他の大学でもございませんか。

【東京医科歯科大（中村）】

今のお話は、うまく言っては語弊があるが、お金を浮かせて年度を超えて貯めていて、ある程度の金額で機器を買いましょうということで、あくまでも自分のところのお金ですね、受益者負担まで含めた自分のところのお金でしょうか。今のご意見、発言に対していかがでしょうか。

私は、先ほども申しましたように、本来、各学校の研究支援をする施設としてつくられて、その学内の努力でこの支援の環境を充実するという、発展することはいいことで、今この委員会が考えております特にネットワーク化をして共同利用で全国を結びましょうということは、そういう努力で入れていただいた機械もそういう中に入れていただければ、ますますいい方向に進むことだというふうに理解いたします。いかがでしょうか。

【神戸大学（深見）】

言い忘れました。それで、よほど飛びつこうかと思ったんですが、やめたんです。それは、結果オーケーだったんですね。というのは、つい先週ですが、学内の間接経費を使った教育研究活性化支援経費ですかね、そういうのがつきまして、DNAシーケンサーがついたんです。だから、飛びついていたら、「あんたら、自分で返せや」ということだったんですけれども、我慢してその要求をずっとやってきたというので、これはもうすごい痛しかゆしでした。

【東京医科歯科大（中村）】

他にいかがでしょうか。

【山口大学（水上）】

山口大学の水上ですけれども、私も委員の一人なんですが、先生のお話、平成21年度の概算要求を目指すということだったと思うんですけれども、ちょうど文部科学省の方がいらっしゃるのであれば、この場でご意見をお伺いして、出しているのか悪いのか、どうい

うふうなお考えなのか、もしよろしければお話しいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

【林文部科学省研究振興局学術機関課研究支援係員】

そうですね、きょう飯嶋が最初の説明で申し上げましたとおり、各大学で施設の更新についた優先順位を立てていただくというのが基本かと思いますが、21年度の概算要求に向けて、早期に各大学でそういった設備の充実に向けて要求していただくことに関しては、何ら問題はないかと思います。

【鳥取大学（難波）】

ついでに文科省の方に、ついでと言っては失礼ですが、中村先生が言われた化学系ネットワークというのがありますよね。あれをモデルにして「二匹目のドジョウ」じゃないんですけど、あれと同じように概算要求をできないかというのが一つのアイデアであるということ。

それと今年、基盤設備が大幅に200億増えるという話を飯嶋係長がされて、それでそのリストをちらっと見ますと、化学系ネットワークに入っているような機械が多いようにどうしても思ってしまうんですね。それはその辺の関係があるかどうかとか、その辺もちょっと含めて説明していただけると大変うれしいんですけども。

【林文部科学省研究振興局学術機関課研究支援係員】

化学系ネットワークについては直接担当していないので、ちょっとここで間違っただけを言ってしまうのも困るかと思いますが、またネットを協議会を通じてそのようなことを文部科学省の学術機関課で結構だと思しますので、ご相談いただければと思います。大変申しわけありませんが、本日はこれぐらいで勘弁してください。

【東京医科歯科大（中村）】

化学系のことをみんなどこまでご承知なのかは知りませんが、一つのプロトタイプにはなると思います。しかし、同じではなく、どちらかという、独自性を出すほうの努力をすべきじゃないかと思います。この購入物件の項目を見ていただくと分かるように、21番目にマススペクトロメーターが入っていますね。その辺は機器分析センターだとか化学系統の境界領域みたいなところで、どちらかという、我々のほうが守備範囲が広いんでしょう。1つは、少なくとも書類上では学外利用が可能だという機械がこれだけあるわけですから、IT委員会のほうとも協議いたしまして、ネットワークで少なくともあそこにはああいう機械があって、これを使いたかったんだけどもというような情報はシェアできるようにとは考えております。

他にいかがでしょうか。

もしまたありましたら、丹生谷先生にでも私のほうでもご意見を寄せていただくとして、基本的には先ほど申し述べましたような方針で委員会活動をしたいということをご了承願ったことにいたします。どうもありがとうございました。

IT環境整備委員会

【富山大学（西条）】

どうもありがとうございました。

続きまして、IT環境整備委員会でございます。

幹事校の東京農工大学の丹生谷先生でございます。よろしくお願いいたします。

【東京農工大学（丹生谷）】

東京農工大学の丹生谷です。よろしくお願いいたします。

IT環境整備委員会の方で、これまでの活動、実際はメール委員会で行っていただきましたけれども、話し合った内容についてご説明いたします。

12ページに書かれてありますように、1点目はメーリングリスト、これは要するに発信すれば、所属グループの中の全員に届くという、そういう会話形式のメールの送信・受信ですね。昨年度も申し上げましたけれども、大阪大学では当初より立ち上げていらっしまったようですけれども、非常にスパムメールが多いのでやめてしまったということ。この数年間動いていない状況がございまして、この部分を何とか復活して、いろんなことをメールでざっくばらんに議論できるようにしたいということで、大阪大学の方では要するにそういう都合がございまして、サーバーは協力していただけないんですけれども、この委員の中の岐阜大学の鈴木徹先生にご相談申し上げましたら、ノープロブレムであると。試しにこの委員のメンバーのアドレスを書いて動かしてみましようということで、たちまち数分間に立ち上げたテストメーリングリストというのを示していただきました。残念ながら私自身はテクニカルなことは全くわかりませんので、やり方によっては、そういうことで問題なくできるんじゃないかということでありました。

したがって、「加入者の範囲」と書いてありますけれども、従来どおり、この連絡会議ないしは今後の協議会のところに所属している担当の先生方は、どうしても嫌だという方もいらっしやるかもしれませんけれども、一応原則として入っていただいて、メーリングリストを活性化したいというのがこの委員会でのコンセプトでございます。

2番目はホームページの管理についてでございます。

これにつきましては、現在、大阪大学の三輪先生が担当されていると聞いておりますけれども、大阪大学のサーバーを使って、現在、実際に全国遺伝子研究施設連絡会議のホームページは存在しています。ただ、その内容を更新したりする作業を担当する部署がないといえますか、人がいないということで、そこはほぼ止まっている状況だと聞いております。

したがって、先ほどからのお話の中にもありましたように、ホームページの重要性というのは皆さんもご承知のとおりでございまして、遺伝子実験施設のこの協議会をアピールする非常に有力なツールになるわけですし、要求をするにしても、何か議論するにしても大事だということで、これはサーバーは当面は大阪大学のものを継続しますけれども、

新規に書きかえて、内容も委員会でよく検討して、もちろん何を載せるかという部分に関しては、別に委員会で決めることではなくて、この4つの委員会がそれぞれこういうものを載せたいという希望を出していただければ、それを当然載せるわけでありまして、また委員会とは別に個別の大学の施設でこういうものを書きかえてくださいというのは、それは常識的に公序良俗というんですか、そういうものに反しない限りは当然載せるというのは、別に了承をいただくまでもないと思います。

したがって、最後は結局誰がそういう作業をするかということになりますけれども、これもまだ決まってはおりませんけれども、誰かがやらざるを得ないんだということになりまして、当面は私ができる限りはやりたいと思っております。私自身でなくても、私の方で手配してやりたいと思っております。

現在までにホームページに載せてほしいものとして要望が上がっているのは、2点ございまして、1点目は、これは大学の遺伝子実験施設あるいはセンターのいろんなところでここ数年間開催している理科教員のための組換え研修会、名前はさまざまだと思いますけれども、あるいは中学生、高校生のための理科教育体験学習会とか、そういうものがございまして、それに関連して、実際なかなかそういう研修会をやっても、各高校なら高校で授業で取り入れるためには、設備とか機器が必要である。そういうものを近くのエリアの遺伝子実験施設が貸し出せるような体制が望ましいということで、これは鎌田先生の方からご提案がございまして、ぜひそのホームページの中でそういうものを公開すれば、それを見た高校の理科の先生が連絡を入れて利用できる、そういう体制ができるかと思えます。それが1点目です。

2点目は、先ほどの中村先生のお話にありましたように、やはり機器利用のネットワークを充実して、実績を積んで、21年度概算ですから、もう実績を積む時間ありませんけれども、長期的に見て実績を積みたいということで、ぜひホームページの中で各大学の利用可能な機器の仕様、スペックですね。スペックとか手続を公開してやればいいのではないかという話があります。

3つ目は、私自身が今さっき考えたことですがけれども、この4つの委員会が立ち上がって、今日それぞれの先生方、私も含めてお話ししましたけれども、この委員会に入っていない大学の方は、どうも知らないところで何か議論がなされているような印象を持つのではないかとちょっと危惧しました。ですから、私の勝手な提案ですがけれども、そういう委員会の議論があった場合には、議事録のようなものを掲載して、やはり透明性を出して、委員会の活動というものを皆さんに理解していただきたいということで、そういうことも今ふと考えた次第でございます。

ちょっと、今日は時間がございませぬけれども、何か特にホームページにこういうものという提案があれば、ぜひこの会議の後でも構いませんし、今でもいいですけれども、出していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【広島大学（田中）】

広島大学の田中です。

私はこのメンバーに入っておりまして、ホームページに関してなんですけれども、今日も伺っていると、いろいろご要望がありそうだとということですし、まだ全然議論されていないと思いますので、これからこういったものを入れていくかということ三輪先生を中心に検討していければと思いますが、要はサーバーとホームページの作成ということがやっぱりこの委員会の中では一番大変なものになっていくと思いますので、提案として、先ほども鎌田先生から少しお話が出てきましたけれども、最近いろんなホームページに関しては、大学等でも自前でなくて業者に委託するというのが結構普通になってきていますので、それをやったらどうかということと、それからサーバーが今レンタルサーバーで、セキュリティの問題等もあって、ちょっと不安な部分もあるんですけれども、できればレンタルサーバーを使うというような形をとりながら、最初にきちんとしたものをつくるということで、だから今年度は例えばこういったものが必要である、こういったものをアップしていくかということと、それからどういうふうに運営していくかということを中心に決めていきながら、来年度中にはできるだけつくれるようにしたらいいのかなと思います、これは委員長が具体的にお決めになることと思います。

それでアップデートですけれども、例えばレンタルサーバー等を使ってやるということになれば、アップするためにマニュアルというのを作ってもらえばいいと思うんですよ。そうすると、それを順次担当を変えていきながら、その中で指定アップデートの作業をしてもらうというようなことができれば、かなり負担は軽くなるのかなと思います。だから多分これに関しては、一つの大学さんの施設に頼むと非常に負担が重い可能性がありますので、できるだけ分散できるような形をとればいいのかなと思いますので、またご検討いただければと思います。

【東京農工大学（丹生谷）】

ありがとうございました。

今の田中先生のご意見に対して、何か関連のご意見はございますでしょうか。

基本的に非常に賛成ですし、プロがやるほうがすばらしい。ホームページは、見ばえがいいことは歴然と違うとは思いますが、ただ、予算が会費4万円で、44施設で160万円の中から出せるだろうかという不安はございます。

【神戸大学（深見）】

神戸大学の深見です。

先ほどのメーリングリストの復活というのは、時期的にはいつごろになるんでしょうか。

【東京農工大学（丹生谷）】

できる限り早くしたいと思います。

本日、岐阜大学の鈴木先生は来られておりませんが、私の方で連絡しまして、そのテストケースの延長で、アドレスさえ先生に伝えればできるものなのかどうか。多分

100人ぐらいかもしれません。各施設で2名ずつでも100人近くなります。ぜひ早くやりたいとは思いますが。

3) 次回当番施設について

【富山大学(西条)】

よろしいでしょうか。時間がおしておりますので、丹生谷先生、どうもありがとうございました。

それでは、3番目の議事に入りたいと思います。

組織検討委員会で当番校は継続ということになりましたので、次の当番校を決定したいと思います。

これまで加入年度順に開催しております。これに従いますと、次回は平成8年9月開催の第12回の連絡会議から加入されました大学が担当ということになります。そうしますと、信州大学と鹿児島大学がこの年に加入されておまして、事前にこの2校で話し合っていたいただきました結果、鹿児島大学で引き受けていただけると聞いております。

この案に対しまして、先生方、いかがでしょうか。何か対案があれば。

もしよろしければ拍手でお願いいたします。(拍手)

どうもありがとうございました。

それでは、鹿児島大学の中河先生に一言ごあいさつをお願い申し上げます。

【鹿児島大学(中河)】

先ほど質問しました鹿児島大学の中河です。

来年は私たちの大学が当番校という形で、この連絡会議を引き受けることになりましたので、皆さん、またご参加のほどをよろしくお願いいたします。

なお、先ほどちょっと私自身が質問したんですけれども、先ほど会計年度が4月1日から3月31日でありますと、そのことを知りませんでしたので、今のこの時期にと思っていたんですけれども、通常でしたら、あまり会計年度の遅い時期にすると、決算の承認にはまずいという気もするんですが、来年はこの時期でよろしいでしょうか。それがちょっと心配なことであります。今、先ほど来る前に、私たちは鹿児島に来ていただくことも考えましたけれども、やはり地方大学の便宜を考えまして、多分この施設を使って運営したいと思います。よろしく申し上げます。時期については、代表幹事校と相談して決めたいと思いますので、今後ともご指導のほどよろしく申し上げます。

それでは、皆さん、来年お会いすることを楽しみにしておりますので、よろしく申し上げます。

4) その他

【富山大学(西条)】

中河先生、どうもありがとうございました。(拍手)

次のその他の議事といたしまして、最後に鳥取大学の難波先生から「教育講演会のライブストリーミング配信」につきましてご説明がございました。

では、難波先生、よろしく願いいたします。

【鳥取大学(難波)】

貴重な時間をありがとうございます。

これについては、皆さんにもうポスターを送らせていただきましたが、本遺伝子実験施設連絡会議を共催とさせていただきまして、鳥取大学で文部科学省から山崎調査官と野島専門官を招きまして、遺伝子組換えと動物実験に対する規制、その次の日は、ヒト遺伝子をやりますが、ヒト遺伝子は予算の関係上非常に特殊になりますので、この部分はやらないのですが、遺伝子と同期のライブストリーミングという、最近、動画で見られている人も結構いるかもしれませんが、そういう形で配信したいと思いますので、ちょっと簡単に説明させていただきます。

講演会の日程はもう周知しています。

方式ですが、これはインターネットのライブ配信で500キロぐらいの線を使いますので、それほど負担はないと思います。業者に委託しまして、結構まあまあ画像についてはいい画像で配信していただけるという契約をしております。

11月16日までにお申し込みいただきたいのですが、これは業者との契約関係とかありまして、あまり多いと、やはりストリーミングサーバーに負担がかかってできないということで、およそ50程度を、ここの会員の学校を念頭に置いてやっております。ただ、最近キャンパスが分かれているので、2カ所という情報もありますので、できるだけ配信数の余裕があればそれに対応しておきたいと思いますが、最終的には11月16日に、できるだけ多くの大学に配信できるように調整したいと思いますので、よろしく願いします。

インターネット環境は普通でいけると思います。あと特殊なことに関しては、スパイウォールとかに関しては業者に問い合わせいただければいいんですが、ウィンドウズのメディアプレーヤーとか、そういう全く普通のパソコンで十分対応できる内容になっております。

最終的に11月16日の後に配信先を決定した後に、11月19日から22日の間にテストページを開催します。ここで注意点ですが、あまり強いセキュリティーをかけるとやりにくいので、アドレスをある程度シークレットにして、配信先だけにアドレスを突っ張るという形で対応させていただきたいと思います。そういうことで、機関の方でライブストリーミングを受け取る方は、アドレスをだれでもかかれでも教えないようにしてください。負担がかかって見えなくなってしまう可能性があるため、よろしく願いします。

木村情報技術株式会社とは、佐賀のベンチャー会社で、大学と一緒にやっている会社ですが、その会社に今回委託してみました。そういうことで、あとはトラブルシューティング、26、27日と書いてありますが、これはテスト期間も含めまして、実際には我々ちょっとよく分かりませんので、直接つながらないときは、そちらの会社に連絡していただければ対応してくれるということを約束はもう済んでおります。

質問なんです、これちょっと初の試みで、チャットで質問を受けつけます。チャットは、ご存じの方も多いと思うんですが、ただしチャットの内容をチャットで返すのはできません。非常に難しいのでまとめまして、実は講演の後に10分ぐらい休憩時間を取りまして、その間にまとめて司会が口頭で質問をします。オーバーフローした部分は、後日、きのうは山崎さんと野島さんをお願いしたんですが、まとめておいて、あとはメール等で回答をいただき、関係の機関にもう一遍返事を出すというふうにしたいと思います。

あとは、ログインのときに大学名と苗字だけで対応していただくということでいきたいと思います。

実際はライブストリーミングで、詳しいことはテストしていただければ、右のほうにチャットも出ますし、自由に右のほうの画像でやります。ちょっと音を出してみてくださいますか。意外とインターネット画像にしてはまあまあだなと思って感心したんですけど、こういう感じで、これは内科の学会用のデモテープをちょっと拝借して。という形で、できればこういう赤丸もつけられるようにしてやってみたいと思います。

ですので、ぜひお申し込みいただいて、あと調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

時間がありませんので、以上です。

【富山大学（西条）】

どうも難波先生、ありがとうございました。

議事につきましては、以上で終了させていただきます。

【筑波大学（鎌田）】

組織委員会で先ほど決めていただいた上で動かなきゃいけないのに、一番大事な事をちょっと忘れておりました。会計監査を置くと言ったんですが、会計監査がだれかを決めないと何も来年できませんので、会計監査をお願いしたいんですが、ぜひやってくださるという方いらっしゃいませんか。どなたでも結構なんですが、もしやっていただける方がいないのであれば、私が逆に指名したいのですが、会議の開催とかいろんな事情を知っているのは、難波先生、一番よく知っていらっしゃるので、ぜひ難波先生をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。（拍手）

では、難波先生に会計監査をやっていただきますので、よろしく願いいたします。

それからもう1つ、メーリングリストは、先ほど言ったように、いろんなことを皆さんの方に急いで流さないでと了解がとれないので、その流す先をどなたにしたらいいか。我々には全くわからなかったもので、各施設に今日2名の方がいらっしゃいますが、どなたでも

いいので、各施設を代表する方はぜひメールを私のほうにいただければ、そこに書いてきたようないろんな案を送りますので、それに対して回答していただきたいと思います。

一つの施設で2名、もちろん登録されても結構です。それで今皆さんのほうにお配りしているので、ぜひそれを事務局のほうにまずお送りいただければ、そこにいろんな案をお送りいたしますという構図でございます。

【富山大学（西条）】

どうもありがとうございました。幹事校の先生方、参加者の皆様方、どうもありがとうございました。

また、懇親会でひとつご親睦を深めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

4．閉　　会

【司　　会】

それでは、以上をもちまして連絡会議を終了させていただきます。

どうもお疲れさまでした。

遺伝子実験施設連絡会議運営要綱

主旨

1. 目的

遺伝子実験施設連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、学術審議会の建議「大学の研究機関における組換え DNA 実験の進め方について」（昭和 53 年 11 月 28 日学術審議会第 21 号）の趣旨に沿い、我が国の大学等の研究機関における組換え DNA 研究の推進及び教育の充実に努めることを目的とする。

2. 構成

連絡会議は、別表に掲げる遺伝子実験施設及びその関連施設をもって構成する。なお、新たに施設を追加する場合は、連絡会議の議を経て行うものとする。

3. 組織

- (1) 連絡会議は、各施設から選出された各 2 名の委員（施設の長及び専任教員）及び組換え DNA 専門委員会主査から推薦された委員若干名を持って組織する。
- (2) 連絡会議に幹事 1 名を置き、委員の互選によって定める。幹事は、連絡会議の事務を総轄する。
- (3) 幹事に事故があるときは、幹事があらかじめ指定する委員が、その職務を代行する。
- (4) 連絡会議は、原則として、年 1 回開催する。
- (5) 連絡会議は、開催大学の施設の長が召集し、その議長となる。

4. 審査事項等

連絡会議は、その目的を達成するため次の各号に掲げる事項を審議するとともに、組換え DNA 専門委員会との連絡を密にして、その円滑な遂行を図る。

- (1) 実験従事者に対する実験指針に沿った組換え DNA 実験技術の教育・訓練に関する調整。
- (2) 組換え DNA 実験に関する内外の情報の収集、整理及び提供に関する調整。
- (3) 組換え DNA 実験に広く利用される宿主 - ベクター、制限酵素、合成 DNA 等の標準的資料の作成、収集、保存及び配布に関する情報交換。
- (4) 我が国における組換え DNA 研究の推進に有能な遺伝子の収集、保存及び配布に関する情報交換。
- (5) その他、組換え DNA 研究の推進及び教育の充実に必要な施策の提言。

5. 雑則

この運営要綱に定めるほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議が定める。

(別表)

国立大学等遺伝子実験施設連絡会議

- 1 北海道大学 創成科学共同研究機構 ゲノムダイナミクス研究部門 遺伝子実験施設
- 2 弘前大学 遺伝子実験施設
- 3 東北大学 加齢医学研究所
- 4 山形大学 遺伝子実験施設
- 5 茨城大学 遺伝子実験施設
- 6 筑波大学 遺伝子実験センター
- 7 宇都宮大学 遺伝子実験施設
- 8 群馬大学 生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター
- 9 埼玉大学 総合研究機構 科学分析支援センター
- 10 千葉大学 バイオメディカル研究センター
- 11 東京大学 遺伝子実験施設
- 12 東京大学 医科学研究所
- 13 東京医科歯科大学 疾患遺伝子実験センター
- 14 東京農工大学 遺伝子実験施設
- 15 東京工業大学 バイオ研究基盤支援総合センター 遺伝子実験分野
- 16 新潟大学 脳研究所附属生命科学リソース研究センター
- 17 富山大学 生命科学先端研究センター 生体分子構造解析分野 遺伝子実験施設
- 18 金沢大学 学際科学実験センター ゲノム機能解析分野(遺伝子研究施設)
- 19 信州大学 ヒト環境科学研究支援センター 生命科学分野 遺伝子実験部門
- 20 岐阜大学 生命科学総合研究支援センター ゲノム研究分野
- 21 静岡大学 遺伝子実験施設
- 22 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 構造遺伝学研究センター
- 23 自然科学研究機構 基礎生物学研究所 形質統御実験施設
- 24 名古屋大学 遺伝子実験施設
- 25 三重大学 生命科学支援センター 遺伝子実験施設
- 26 京都大学 医学部附属病院探索医療センター 探索医療開発部
- 27 大阪大学 微生物病研究所附属遺伝情報実験センター
- 28 神戸大学 遺伝子実験センター
- 29 鳥取大学 生命機能研究支援センター 遺伝子探索分野
- 30 島根大学 総合科学研究支援センター 遺伝子機能解析分野
- 31 岡山大学 自然生命科学研究支援センター ゲノム・プロテオーム解析部門
- 32 広島大学 自然科学研究支援開発センター 遺伝子実験部門

- 3 3 山口大学 総合科学実験センター 遺伝子実験施設
- 3 4 徳島大学 ゲノム機能研究センター
- 3 5 香川大学 総合生命科学研究センター
- 3 6 愛媛大学 総合科学研究支援センター
- 3 7 高知大学 総合研究センター 生命・機能物質部門 遺伝子実験施設
- 3 8 九州大学 生体防御医学研究所附属遺伝情報実験センター ゲノム機能学分野
- 3 9 佐賀大学 総合分析実験センター
- 4 0 長崎大学 先導生命科学研究支援センター ゲノム機能解析分野 遺伝子実験施設
- 4 1 熊本大学 生命資源研究・支援センター バイオ情報分野 遺伝子実験施設
- 4 2 宮崎大学 フロンティア科学実験総合センター 実験支援部門 遺伝資源分野
- 4 3 鹿児島大学 フロンティアサイエンス研究推進センター 遺伝子実験施設
- 4 4 琉球大学 遺伝子実験センター

遺伝子 第23回遺伝子実験施設連絡会議議事録

平成20年1月発行

編集 富山大学 生命科学先端研究センター

(生体分子構造解析分野「遺伝子実験施設」)

富山大学 杉谷地区事務部 研究協力課

発行 遺伝子実験施設連絡会議